

(第一類 第八号)

第三十八回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第八号

(一四〇)

昭和三十六年二月二十八日(火曜日)

午後一時二十七分開議

出席委員

坂田 英一君

理事会員

利恭君 理事大野 市郎君

理事小山 長規君 理事石田 有君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君

倉成 正君

田口長治郎君

館林三喜男君

中馬 辰猪君

内藤 隆君

湯山 勇君

森田重次郎君

東海林 稔君

西村 関一君

本名 武君

北山 愛郎君

中澤 茂一君

藤田 義光君

井原 岸高君

農林大臣 周東 英雄君

農林政務次官 井原 岸高君

農林事務官 昌谷 孝君

農林事務官 大澤 融君

議員 北山 愛郎君

農林事務官 東辻 正夫君

議員 岩隈 博君

同日

二月二十五日

委員足鹿覺君辞任につき、その補欠として永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

農業災害補償制度改正に関する請願

農林水産委員会議録第八号 昭和三十六年二月二十八日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員西村関一君辞任につき、その補欠として野原覺君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員野原覺君辞任につき、その補欠として西村関一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

委員西村関一君及び湯山勇君辞任につき、その補欠として永井勝次郎君及び田中鐵之進君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として西村関一君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として河野密君が議長の指名で委員に選任された。

同月二月一日

農業基本法案(内閣提出第四四号) 提出、衆法第二号

同月二月二日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月三日

農業基本法案(内閣提出第四四号) 提出、衆法第二号

同月二月四日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月五日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月六日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月七日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月八日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月九日

漁業生産調整組合法案(内閣提出第七四号) 提出、衆法第二号

同月二月十日

魚価安定基金法案(内閣提出第七四号) 提出、衆法第二号

同月二月十一日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月十二日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

同月二月十三日

農業基本法案(北山愛郎君外十一名) 提出、衆法第二号

第 八 号

(一四〇)

第三十八回国会
衆議院

外三件(草野一郎平君外一名紹介)
(第八三〇号)

同外二件(堤康次郎君外一名紹介)
(第八三一号)

同外二件(大久保武雄君紹介)
(第九一一号)

同外五件(伊藤郷一君紹介)
(第九五六号)

同外一件(松浦周太郎君紹介)
(第九五七号)

同外一件(小坂善太郎君紹介)
(第九五七号)

同外一件(八木徹雄君紹介)
(第一〇〇六号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇五号)

同(八木徹雄君紹介)
(第一〇〇六号)

同(八木徹雄君紹介)
(第一〇〇七号)

同外十件(足鹿覺君紹介)
(第一〇〇七号)

同外二十六件(稻富稼人君紹介)
(第一〇一〇六号)

同外七十二件(兎玉末男君紹介)
(第一〇〇四号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇五号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇六号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇七号)

同外十件(足鹿覺君紹介)
(第一〇〇七号)

同外二十六件(稻富稼人君紹介)
(第一〇一〇六号)

同外七十二件(兎玉末男君紹介)
(第一〇〇四号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇五号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇六号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇七号)

同外二十六件(稻富稼人君紹介)
(第一〇一〇六号)

同外七十二件(兎玉末男君紹介)
(第一〇〇四号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇五号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇六号)

同(中村寅太君紹介)
(第一〇〇七号)

同(長谷川四郎君外一名紹介)
(第一〇一四号)

同(長谷川四郎君外一名紹介)
(第一〇一五号)

同(長谷川四郎君外一名紹介)
(第一〇一六号)

同(瀬戸山三男君紹介)
(第一〇一五号)

同外一件(大橋武夫君紹介)
(第一〇一五号)

同(長谷川四郎君外一名紹介)
(第一〇一六号)

同(瀬戸山三男君紹介)
(第一〇一七号)

同(瀬戸山三男君紹介)
(第一〇一八号)

甘しよ糖業の振興措置に関する請願
(山中貞則君紹介)(第九六一号)

果樹農業振興特別措置法の制定促進
に関する請願(小坂善太郎君紹介)

益田市周辺老朽農道吊橋の復旧、改
良事業費国庫補助に関する請願(櫻

内義雄君紹介)(第一〇一一号)

農業委員会委員に土地仲介業者の就
任禁止に関する請願(浦野幸男君外
二名紹介)(第一〇一二四号)

農地法の一部改正に関する請願(浦
野幸男君外二名紹介)(第一〇二二五
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
一件(稻富稼人君紹介)(第一〇二二七
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二二八
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二二九
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三〇
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三一
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三二
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三三
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三四
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三五
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三六
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三七
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三八
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二三九
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二四〇
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二四一
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二四二
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二四三
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二四四
号)

農地法の改正施行等に関する請願外
二件(玉置一徳君紹介)(第一〇二四五
号)

市内山下岡山県農業機械化推進協議
会長荒木栄悦(第二五八号)

高知県西南農業未開発地域の開発事
業継続実施に関する陳情書(中村市
長森山正外六名)(第二五九号)

農業災害補償制度改正に関する陳情
書(北海道虻田郡喜茂別町農業共済
組合長理事鷹羽武光)(第二八七号)

同(熊本県天草郡猿払村字鬼志別六
百八十九番地猿払村農業共済組合長
組合長川上義雄)(第三三四号)

同(北海道虻田郡俱知安町南一条東
百九十六番地訓子府町字訓子府
長理事渡辺義夫)(第三三六号)

同(北海道虻田郡九ノ内一丁目二番
地経済団体連合会長石坂泰三)(第二
八九号)

林業基本政策確立に関する陳情書
(東京都千代田区九ノ内一丁目二番
地経済団体連合会長石坂泰三)(第二
八九号)

農村計画推進対策確立に関する陳情
書(岡山県勝田郡勝田町長鷹取静里)(
第二九〇号)

農村計画推進対策確立に関する陳情
書(岡山県勝田郡勝田町長鷹取静里)(
第二九〇号)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期
限延長に関する陳情書(新潟市東中
通一丁目八十六番地新潟県農業会議
会長小山元一)(第三三七号)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期
限延長に関する陳情書(新潟市東中
通一丁目八十六番地新潟県農業会議
会長小山元一)(第三三七号)

畜産会組織の法制化等に関する陳情
書(広島市国泰寺町三十九番地広島県
市長浜井信三外五名)(第三三八号)

農業の機械化に関する陳情書(岡山
農業計画推進対策確立に関する陳情
書)

書(徳島市幸町一丁目一番地徳島市農業委員会長島田慶男)(第三三九号)開拓団地の飲料水施設費国庫負担に関する陳情書(札幌市議会議長斎藤忠雄外四名)(第三四〇号)農業基本法に関する陳情書(岐阜県益田郡秋原町長旭野正信)(第三四一号)国有林野内の開拓適地所屬替えに関する陳情書(喜多方市惣座宮二千七百十六番地福島県耶麻地方町村議會議長会長郡学順外一名)(第三四二号)土地改良資金の融資条件緩和に関する陳情書(札幌市議会議長斎藤忠雄外四名)(第三五七号)都宮米沢線接続に関する陳情書(喜多方市惣座宮二千七百十六番地福島県耶麻地方町村議會議長会長郡学順)(第三六一号)大野平野総合かんがい排水事業予算削減に関する陳情書(北海道亀田郡大野町字市渡吉田久右エ門外十五名)(第三八四号)急傾斜地帶農業振興臨時措置法等の期限延長に関する陳情書(東京都議会議長田宇之吉)(第四一〇号)老朽農道橋改修費国庫補助に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第四一一号)麦の価格対策に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第四一二号)漁業補償制度確立に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第四一三号)木材業者及び製材業者登録の立法措

置に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第四一四号)農業倉庫に低温貯藏施設促進に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第四一五号)開拓事業推進に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第四一六号)農地開発改良制度改定に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第四一七号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

農業基本法案(内閣提出第四四号)

農業基本法案(北山愛郎君外十一名)

魚価安定基金法案(内閣提出第七四号)

漁業生産調整組合法案(内閣提出第七五号)

○坂田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業基本法案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。周東農林大臣。

前文
第一章 総則(第一条—第七条)
第二章 農業生産(第八条—第十一条)
第三章 農産物等の価格及び流通(第十一条—第十四条)
第四章 農業構造の改善等(第五条—第二十二条)
第五章 農業行政機関及び農業團体(第二十三条・第二十四条)

第五章 農業行政機関及び農業團体(第二十三条・第二十四条)

第六章 農政審議会(第二十五条)

第一条 第三十条

わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業のない手として、幾多の困難に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。

われらは、このような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な國家の建設にとってきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、近時、經濟の著しい発展に伴なつて農業と他産業との間に

おいて生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある。他方、農産物の消費構造にも変化が生じ、また、他産業への労働力の移動の現象が見られる。

このような事態に対処して、農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図つて、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにはすることは、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を念願するわれら国民の責務に属するものである。

ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の農業に関する政策の目標)

第一条 国の農業に関する政策の目標は、農業及び農業従事者が産業、經濟及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみて、國民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるなどを目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国農産物との競争關係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大

八 農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。

七 近代的な農業經營を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くこと。

六 農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。

五 農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するよう農産物の価格の安定取扱い農業所

進歩向上に即応し、農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるなどを目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

(農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するよう農産物の価格の安定取扱い農業所

進歩向上に即応し、農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるなどを目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

二 土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によつて農業の生産性の向上

2 前項の施策は、地域の自然的經濟的社會的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共團体の施策)

第三条 地方公共團体は、國の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

(財政上の措置等)

第四条 政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及

及び農業總生産の増大を図ることの集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業經營の近代化(以下「農業構造の改善」と総称する。)を図ること。

ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第二章 農業構造の改善

(農業構造の改善の目標)

第一条 農業構造の改善の目標は、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するよう農産物の価格の安定取扱い農業所

進歩向上に即応し、農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるなどを目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

(農業構造の改善の目標)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国農産物との競争關係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大

八 農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。

七 近代的な農業經營を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能

力に従つて適当な職業に就くこと。

六 農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。

五 農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するよう農産物の価格の安定取扱い農業所

進歩向上に即応し、農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるなどを目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

二 土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によつて農業の生産性の向上

2 前項の施策は、地域の自然的經濟的社會的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共團体の施策)

第三条 地方公共團体は、國の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

(財政上の措置等)

第四条 政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及

び財政上の措置を講じなければならぬ。

2 政府は、第二条第一項の施策を講ずるにあたつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(農業従事者等の努力の助長) 第五条 国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにあたつては、農業従事者又は農業に関する団体がする自的な努力を助長することを旨とするものとする。

(農業の動向に関する年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に関して講じた施策に関する報告を提出し

2 前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の所見が含まれていなければならぬ。

3 第一項の報告の基礎となる統計

(施策を明らかにした文書の提出) 第七条 政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

第二章 農業生産

(需要及び生産の長期見通し)

第八条 政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。この場合において、生産の

長期見通しについては、必要に応じ、主要な生産地域についてもたるものとする。

2 政府は、需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、前項の長期見通しを改定するものとする。

3 政府は、第一項の長期見通しをたて、又はこれを改定するには、農政審議会の意見をきかなければならない。

(農業生産に関する施策) 第九条 国は、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参考して、農業生産の基盤の整備及び開発、農業技術の高度化、資本設備の増大、農業生産の調整等必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害に関する施策) 第十条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の価格の安定) 第十一条 国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要性の一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、その価格の安定を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(農産物等の価格及び流通) 第十二条 国は、家庭農業の発展と自立經營の育成) 第十五条 国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営(正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を發揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むこと)ができるよう所得を確保することができるよう育成するため必要な施策を講ずるものとする。

(相続の場合の農業経営の細分化の防止) 第十六条 国は、自立経営たる又はこれにならうとする家族農業経営一人が引き継いで担当することができるように必要な施策を講ずるためのとす

(教育の事業の充実等) 第十九条 国は、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の増大) 第二十条 国は、家族農業経営に係る家計の安定に資するとともに農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようするため、教

につき、その実地の結果を農業生産の選択的拡大、農業所得の確保、農産物の流通の合理化、農産物の需要の増進、国民消費生活の安定等の見地から総合的に検討し、その結果を公表しなければならない。

3 政府は、前項の規定による検討をするにあたつては、農政審議会の意見をきかなければならない。

(農産物の流通の合理化等) 第十二条 国は、需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るため、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下第十七条までにおいて「農業協同組合」と総称する)が行なう販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合が出資者等となつてゐる農産物の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

(農地についての権利の設定又は移転の円滑化) 第十三条 国は、農産物(加工農産物を含む。以下同じ。)につき、輸入に係る農産物に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、その生産に重大な支障を与えるおそれがある場合において、その農産物につき、第十一條第一項の施策をもつてもその事態を克服する

ことが困難であると認められるとき又は緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の輸出の振興) 第十四条 国は、農産物の輸出を振興するため、輸出に係る農産物の競争力を強化するとともに、輸出取引の秩序の確立、市場調査の充実、普及宣伝の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(家族農業経営の発展と自立經營の育成) 第十五条 国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営(正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を発揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むこと)ができるよう所得を確保することができるよう育成するため必要な施策を講ずるものとする。

(農地についての権利の設定又は移転の円滑化) 第十八条 国は、農地についての権利の設定又は移転が農業構造の改善に資することとなるよう、農業協同組合が農地の貸付け又は売渡しに係る信託を引き受けることができるようにするとともに、その信託に係る事業の円滑化を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(農地についての権利の設定又は移転の円滑化) 第十九条 国は、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の増大) 第二十条 国は、家族農業経営に係る家計の安定に資するとともに農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようするため、教

第一類第八号 農林水産委員会議録第八号 昭和三十六年二月二十八日

の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(農業構造改善事業の助成等)
第二十一条 国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に關し必要な事業が総合的に行なわれるよう指導、助成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

(農業構造の改善と林業)
第二十二条 国は、農業構造の改善に係る施策を講ずるにあたつては、農業を営む者があわせて営む林業につき必要な考慮を払うようにするものとする。

第五章 農業行政機関及び農業団体
(農業行政に関する組織の整備及び運営の改善)

第二十三条 国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(農業団体の整備)
第二十四条 国は、農業の発展及び農業従事者の地位の向上を図ることができるよう農業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

(設置)
第六章 農政審議会
(権限)

第二十五条 総理府に、附屬機関として、農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(農政審議会の設置)
第六章 農政審議会
(権限)

第二十六条 審議会は、この法律の規定により内閣總理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(審議会の組織及び運営)
(委任規定)

第二十七条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し内閣總理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)
(庶務)

第二十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

第十五条第一項の表中「農業災害」を「農業」に改定する。

第二十六条 審議会は、この法律の

規定によりその権限に属させられた事項を處理するほか、内閣總理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し内閣總理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができるものとする。

(組織)
第二十七条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し内閣總理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)
(庶務)

第二十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)
(庶務)

第二十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)
(庶務)

第二十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)
(庶務)

第二十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

農政審議会		内閣總理大臣
農業基本法	本法	内閣總理大臣
産業災害防止対策審議会		

内閣總理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に関する重要事項を調査審議すること。

等、国民経済の発展と国民生活の安定に寄与して參りました。また、農業従事者は、この農業のない手として多くの困苦にたえながらその務めを果たし、国家社会の重要な形成者として他

の産業従事者とともに国民の勤勉な能力と創造的精神性の源泉たる使命を全うしてきたのであります。

しかし、國家社会のため他産業と比較してしましますと生産性において著しい格差を生じております上に、また、近時産業経済の著しい発展に伴いまして農業従事者と他産業従事者との間においだしましますが、第一章総則におきましては、第一に、国の農業に関する政

策の目標は、農業の自然的・經濟的・社会的制約のため他産業と比較してしましますと生産性において著しい格差を生じております上に、また、近時産業経済の著しい発展に伴いまして農業従事者と他産業従事者との間においだしましますが、第一章総則におきましては、第一に、国の農業に関する政

策の目標は、農業の自然的・經濟的・社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるよう

に農業の生産性が向上すること、及び農業従事者の地位の向上をはかることがあります。

次に、法案の主要点につきまして御説明いたします。

まず前文におきまして以上申し述べましたような趣旨を明らかにしておるのでございますが、第一章総則におきましては、第一に、国の農業に関する政

策の目標は、農業の自然的・經濟的・社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるよう

に農業の生産性が向上すること、及び農業従事者の地位の向上をはかることがあります。

第二に、この目標を達成するため、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営み得るよう

に農業の生産性が向上すること、及び農業従事者の地位の向上をはかることがあります。

第三に、この目標を達成するため、農業政策のみならず、政策全般にわたって必要な施策を総合的に講じなければならないこととしております。

第四に、その際重点的に配慮すべき方向づけとして、(1)農業生産の選択的拡大、(2)農業生産性の向上と農業総生産の増大、(3)農業構造の改善、(4)農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進、(5)農産物の価格の安定及び農業所得の確保、(6)農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定(7)近代的な農業經營の担当者たるにふさわしい者の養成及び確保と農業従事者及びその家族がその希望と能力に従って適当な職業につき得るようにすること、(8)農業利用、国土の保全、国内市場の拡大

等、これに基づいて諸般の施策を進め参りますことは、農業及び農業従事者の重要な使命にこえると同時に、公共の福祉を念願する国民の期待にこたえられるゆえんであると考えるものでございました。これがこの法案を提出いたしました趣旨でございます。

次に、法案の主要点につきまして御説明いたします。

まず前文におきまして以上申し述べましたような趣旨を明らかにしておるのでございますが、第一章総則におきましては、第一に、国の農業に関する政

策の目標は、農業の自然的・經濟的・社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるよう

に農業の生産性が向上すること、及び農業従事者の地位の向上をはかることがあります。

第二に、この目標を達成するため、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営み得るよう

に農業の生産性が向上すること、及び農業従事者の地位の向上をはかることがあります。

第三に、この目標を達成するため、農業政策のみならず、政策全般にわたって必要な施策を総合的に講じなければ

なりません。

それゆえ、農業及び農業従事者の

条件の変化と農業ないし農業従事者のあり方を考え、その調和をはかつて、この際農業の向かうべき新たな道を明らかにし、農業に関する政策の目標を示す。

申上げるまでもなく、わが国の農業は、過去幾世代にわたりまして、国民

の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大

が常に、農業に関する政策の目標を示す。

社の向上の八項目を明らかにしております。これとともに、これらについての施策が画一的でなく、地域的に自然的経済的・社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべきものとしております。

第三に、政府は、諸施策を実施するため必要な法制上、財政上の措置を講じ、また、農業従事者が必要とする資金の適正円滑な融通をはからなければならぬこととしております。

なお、施策を講ずるにあたっては、農業従事者等の自主的な努力を助長することを旨とするものであることを明らかにしております。

第四に、政府は毎年国会に、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向と、これらについての政府の所見を含む農業の動向に関する年次報告を提出し、また、この報告にかかる動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないこととしております。

以上が総則のおもなる内容でござりますが、第二章なし第四章におきましては、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等に関し必要な施策の方針をそれぞれ明らかにすることいたしております。

すなわち、農業生産に関する第二章におきましては、農産物の需要及び生産の長期見通しを立てて公表すること、農業生産の選択的拡大、農業生産の向上及び農業総生産の増大をはかるため、右の長期見通しを参考して生産に関する施策を講ずること、農業災害に関する必要な施策を講ずることに

ます。これとともに、これらについての施策が画一的でなく、地域的に自然的経済的・社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべきものとしております。

第三に、政府は、諸施策を実施するため必要な法制上、財政上の措置を講じ、また、農業従事者が必要とする資金の適正円滑な融通をはからなければならぬこととしております。

なお、施策を講ずるにあたっては、農業従事者等の自主的な努力を助長することを旨とするものであることを明らかにしております。

第四に、政府は毎年国会に、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向と、これらについての政府の所見を含む農業の動向に関する年次報告を提出し、また、この報告にかかる動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないこととしております。

以上が総則のおもなる内容でござりますが、第二章なし第四章におきましては、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等に関し必要な施策の方針をそれぞれ明らかにすることいたしております。

すなわち、農業生産に関する第二章におきましては、農産物の需要及び生産の長期見通しを立てて公表すること、農業災害に関する必要な施策を講ずることに

ます。これとともに、これらについての施策が画一的でなく、地域的に自然的経済的・社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべきものとしております。

第三章におきましては、まず、重要な農産物等の価格及び流通に関するものについて、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要性の一環として、その価格の安定をはかるため必要な施策を講することとしまして、さらに、価格安定の施策の実施の結果を総合的に検討して施策の万全を期してゆくこととしたほか、農産物の流通の合理化等についての施策、輸入農産物との関係の調整、農産物の輸出の振興について必要な施策を講することとしておられます。

農業構造の改善等に関する第四章におきましては、家族農業経営の健全な発展、協業の助長、兼業農家の安定などに重点を置いております。まず、わが国農業のない手としての家族農業が、國農業の新しい手としての家族農業の近代化をはかつてその健全な發展をはかるとともに、できるだけ多くの家庭農業経営が自立経営になるよう育成するため必要な施策を講じ、また、協業を助長して家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、農業協同組合組織のはか新たに農業生産法人の道を開くなどの施策を講ずることによって、

太平洋戦争後の農地改革と農村の民主化は、農業生産力の拡大と農民の地位の向上に大きな役割を果したが、過小経営を解消し、その零細化をとどめる力を持たなかつた。その上、わが国経済における大資本の支配力が復活強化するに伴い、農業は、生産、価格、流通等の面で経済上の圧迫を受け、農業と他産業との生産力の格差、農民と他産業従事者の所得と生活の不均衡は、次第に拡大してきた。

従つて、このまま、農業を弱肉強食の自由経済に組み入れ、国際競争にさらしたならば、零細農の転落はもとより、比較的大きな農家の自立をも困難にし、農業の発展を阻害することは、必至である。

われわれは、農業がわが国の経済発展の支障となる自然的・社会経済的諸原因を除去し、農業の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的・社会的諸条件等を改善することによって、農業につき得るよう、就業機会の増大その他他の施策を講ずることとしております。

北山愛郎君によつて、農業基本法案が提出されました。提出者に提案理由の説明を求めます。

○坂田委員長 次に、北山愛郎君外十一名提出、農業基本法案を議題とし、提出者に提案理由の説明を求めます。

北山愛郎君。

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業計画等(第三条・第四条)

第三章 農業予算と農業金融(第五条)

第四章 土地利用の高度化(第六条・第七条)

第五章 農業経営の共同化及び近代化(第十条・第十三条)

第六章 農産物の価格の安定及び流通の合理化(第十四条)

第七章 農業用資材等の確保(第十五条・第十六条)

第八章 農業災害対策(第二十一條・第二十二条)

第九章 農民の権利の擁護と地位(第二十三条)

第十章 農村の生活文化の向上(第二十四条)

第十一章 農業行政機構の整備改善(第二十五条)

第十二章 農政審議会(第二十六條・第二十七条)

わが国の農民は、古来、それぞれの時代の支配者によつて抑圧され統治された。明治維新後も地主制の圧迫に苦しめ、資本主義発展の踏み石とされ、また軍国主義と相づぐ戦争は、農村の資源を荒廃させた。

わが国の農業が、今日なお、家族の整備を基盤として、農地保有の合理化、農業経営の近代化等を総合的に実行なつて初めて実効を期し得ることも多いと思われますので、そのため必要な施策を講ずることとしておりま

す。

維持安定させている実態にかんがみます。これとともに、農業従事者及びその家族とともに、農業従事者及びその家族の希望と能力に従つて適当な職業につき得るよう、就業機会の増大その他他の施策を講ずることとしてお

ります。

なお、農業構造の改善は、土地条件等の整備を基盤として、農地保有の合理化、農業経営の近代化等を総合的に実行なつて初めて実効を期し得ることも多いと思われますので、そのため必要な施策を講ずることとしておりま

す。

北山愛郎君によつて、農業基本法案が提出されました。提出者に提案理由の説明を求めます。

北山愛郎君。

○坂田委員長 次に、北山愛郎君外十一名提出、農業基本法案を議題とし、提出者に提案理由の説明を求めます。

北山愛郎君。

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業計画等(第三条・第四条)

第三章 農業予算と農業金融(第五条)

第四章 土地利用の高度化(第六条・第七条)

第五章 農業経営の共同化及び近代化(第十条・第十三条)

第六章 農産物の価格の安定及び流通の合理化(第十四条)

第七章 農業用資材等の確保(第十五条・第十六条)

第八章 農業災害対策(第二十一條・第二十二条)

第九章 農民の権利の擁護と地位(第二十三条)

第十章 農村の生活文化の向上(第二十四条)

第十一章 農業行政機構の整備改善(第二十五条)

第十二章 農政審議会(第二十六條・第二十七条)

この見地から、國は、その責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による經營の拡大と近代化を促進し、農畜産物の価格安定及び農業用資材の流通価格面の適切な施策等を強化して農業生産の發展を図り、もつて農民の地位と生活向上させる必要がある。

ここに農業に関する新たな政策の目標と原則を明らかにするため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、わが國農業の構造改革を通じ、その生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給度を高め国民経済の發展に寄与せしめるとともに、農民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準になるよう高めあわせて農村と都市との生活文化水准の格差を解消することを企図し、そのための基本原則を定めるものとする。

(国の責任)

第二条 國は、前条の目的を実現す

2 前項の農業年度計画について

第二章 農業計画等

(農業基本計画)

第三条 政府は、この法律の目的を

実現するため、長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出し

てその承認を受けなければなら

い。

2 前項の農業基本計画には、農畜

産物の生産計画、農業用資材等

計画、農業に関する土地の開発利

用計画、農業経営の共同化及び近

代化に関する計画、農業用資材等

の確保に関する計画、農民の所得

の増大に関する計画、農村の生活

文化の向上に関する計画及びこれ

らに関する地域別計画並びにこれ

らの計画を実施するのに必要な財

政金融計画を含むものとする。

3 政府は、第一項の規定により農

業基本計画を樹立するには、農政

審議会の議決を経なければならない。

4 政府は、第一項の農業基本計画

を定める基礎となつた事情が著し

く変更したときは、その定めた農

業基本計画を変更し、これを国会

に提出してその承認を受けなければ

ならない。この場合には、前項

の規定を準用する。

(農業年度計画)

4 政府は、前条第一項の農業

基本計画による予算

の提出と同時にこれを国会に提出

してその承認を受けなければなら

ない。

は、前条第二項及び第三項の規定に準用する。

(農業報告)

第五条 政府は、毎年度、前条第一項の規定による農業年度計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年度の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければなら

ない。

第三章 農業予算と農業金融

(予算の確保)

第六条 國は、第四条第一項の農業

年度計画の実施に必要な予算を確

保しなければならない。

(資金の確保)

第七条 國は、農業に対する長期低

利資金の確保を図るため、財政資

金の供給を拡充し、及び農民の蓄

積資金の農業への還元利用を促進

するため必要な措置を講じなければ

ならない。

第四章 土地利用の高度化

(土地利用の高度化)

第五章 農業経営の共同化及

び近代化

(農業経営の共同化)

第六章 農業経営の担当者の養成

と確保

第七章 農業の近代化

第八条 國土は國民に与えられた天

然の資源として何人もこれを公共

の利益に合致するよう最高度に利

用しなければならないとの原則の

もとに土地資源(水資源を含む)

の開発とその利用の高度化のため

に設定された土地利用区分及び土

地利用計画に基づき、國は、農用

地の拡大と農用地の土地条件の整

備に努めなければならない。

2 国は、前項の目的を達成するた

め、同項の土地利用区分及び土地

利用計画に基づき農用地に転換す

ることを適当とされた山林原野等

につき、国有地については、農民

又は農業生産組合その他の農民の団体に対し売払い若しくは貸付を行なうとともに、公有地若しくは民有地については、買収又は利用権の設定等により、これをこれらの方に所有、管理若しくは利用させるための措置を講するものとする。

(農業経営の近代化)

第十一條 國は、農業経営の共同化及び近代化並びに農業技術の改良を促進するため、これらに関する試験研究施設を充実して効率的な試験研究を行ない、その成果の充分な活用を図り、かつ、指導普及事業の機構として都道府県の区域内の必要な地に農業サービスセンターを設置するとともに、機械化促進の機構として都道府県ごとに国営農業機械ステーションを設置するものとする。

第九条 農地は、これを耕作する者に所有せしめることを原則とし、農地に関する権利は、自主的に共同的保有に移行させるよう指導するものとする。

第十条 國は、煙地農業及び草地農業を振興して畜産農業、果樹農業及び園芸農業の発展を図り、農民の手による農畜産加工工業及び農業関連産業を振興してわが國農業の総合的な生産の拡大と農村における就業の増大を図らなければならない。

第十二条 國は、煙地農業及び草地農業を振興して畜産農業、果樹農業及び園芸農業の発展を図り、農業の総合的な生産の拡大と農村における就業の増大を図らなければならない。

第十三条 國は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、教育施設を充実して近代的農業経営の新しい手としての人材の養成及び確保に努めなければならない。

第十四条 國は、米麦等の管理制度を維持改善し、生産費及び所得補償の原則に基づき、主要農畜産物の価格を支持してその安定に努めなければならない。この場合において、農民は、農畜産物の価格の決定に参加する権利が保障され

る。

(需要拡大及び輸出振興)

第十五条 国は、勤労階層の所得水準を高め、及び国民食生活の改善を指導する等により、食糧の消費構造を高度化して農畜産物の国内需要を拡大するよう努めなければならない。

2 国は、農畜産物につき海外市場の開拓及び拡張を図る等により、農畜産物の輸出を振興するため必要な措置を講じなければならぬ。

(輸入制限等)

第十六条 国は、わが国農業の発展に資するため、国内農畜産物と競合する外国農畜産物について、関税の適正化、輸入制限、その他必要な措置を講じなければならぬ。

(需給と流通の合理化)

第十七条 国は、農畜産物の需給と流通の合理化を図るため、農畜産物の生産と出荷を計画的に行なうための指導及び助成の措置を講ずるとともに、農業協同組合による共販事業を促進し、その加工、貯蔵、市場等の事業を助成しなければならない。

(市場の整備等)

第十八条 国は、農畜産物の取引の適正化を図るため、公営の卸売市場を整備拡充する措置を講じ、特に必要がある場合においては、農畜産物の市場を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

(農業用資材等の確保)

第十九条 国は、化学肥料、農薬、

農機具等の農業用資材、家畜飼料、農業用動力等につき、その生産と流通を規制し、農民に対しても安価な供給を確保しなければならない。

第二十条 国は、前条に規定する農業用資材、家畜飼料、農業用動力等の安価な供給を確保するため特に必要がある場合には、それらの生産、輸入、販売等の事業を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

(第八章 農業災害対策)

第二十一条 国は、災害による農用地、農業用施設及び農畜産物の被害に対する恒久的な防除対策を講じなければならない。

(災害復旧及び災害補償)

第二十二条 国は、その責任において、災害による農用地及び農業用施設の被害については、その復旧を行なうとともに、災害による農業に関する損失については、これが完全に補償されるよう充分な措置を講じなければならない。

(第九章 農民の権利の擁護と地位の向上)

第二十三条 国は、農民の自主的組織を育成強化し、その團結権、団体交渉権等の権利を保障するための法制を整備し、もって農民的地位の向上に努めなければならない。

(第十章 農村の生活文化の向上)

第二十四条 国は、農村の生活改善を通じて、農村の生活文化の向上に努めなければならない。

(農業用資材等の確保)

文教、保健、社会保障の諸施設の整備を図り、すみやかに農村と都市との生活文化水準の格差を解消するよう努めなければならない。

2 国は、農業における過重労働の軽減並びに農村における婦人の家庭労働の軽減及び婦人の地位の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

第三十一条 農業行政機構の整備改善

2 国は、農業行政機構を整備改善してこの法律に基づいて講ぜられるべき諸施策の円滑な遂行を確保しなければならない。

第三十二条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。(庶務)

第三十三条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。(庶務)

第三十四条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。(庶務)

第三十五条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。(庶務)

第三十六条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。(庶務)

第三十七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を内閣総理大臣及び関係各大臣に建議することができる。

第三十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

第三十九条 審議会は、委員二十人

(資料の提出等の要求)

第二十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は農政に關し調査及び研究を行なう。

第三十条 審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。

(委任規定)

第三十一条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(附則)

2 この法律は、公布の日から施行する。

第三十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の二号を加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第三十四条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第三十五条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第三十六条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第三十七条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第三十八条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第三十九条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第四十条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第四十一条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第四十二条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

(庶務を除く)を行なうこと。

第四十三条 第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のように加える。

十九 農政審議会に関する事務

理由

わが国農業は、多年にわたって日本経済の下積みとされ、その発展の可能性を阻害してきた。よって、国は、その責任においてわが国農業の構造を改革し、その生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給度を高め国民经济の発展に寄与せしめるとともに、農民の所得及び生活水準がともに、農業従事者のそれと同一水準になるよう高め、あわせて農村と都市との生活文化水準の格差を解消することが必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

のは昭和三十三年であり、その後三回にわたりて草案要綱を発表し、広く各方面の意見を聞いて検討を重ね、いよいよこの国会に提案する運びとなつたのであります。

従つて、この基本法案は社会党の農業に対する基本政策を整理し体系化したものであり、この原則を具體化するための多数の関連法案とともに一体として社会党の農業政策の集大成をなすものであります。

わが党の農業基本法案と同時に政府からも基本法案が提出せられました。政府案は、農業を資本主義自由経済の中に組み入れ、独占資本中心の経済成長計画に農業及び農民を從属せしめようとする基本法であり、われわれの案は、農民の立場に立って、その利益を守り、強力な農業発展政策を行なうとするものであつて、兩者の相違は明白であります。

農業の行き詰まりと農政大転換が叫ばれつゝある今日、いずれの基本法が眞に農民のためのものであるか、いずれの農業政策が明るい民主的な社会を作ることができるかということを十分に御審議を願い、國民もまた真剣に検討されるように切望するものであります。

以下、わが党の農業基本法案について、内容の主要な点を御説明申し上げます。

まず前文の中に本法案作成の根本的態度を打ち出しておりますが、第一に、わが国の農業が今日なお過小經營の形で、土地利用その他の生産条件が立ちおくれ、農村の生活文化が前近代的な状態にあるのは、農民の責任ではなくして、昔から時代の支配層によつ

て搾取され抑圧され続けた結果であるという認識に立つて、これらの歴史的原因を除去して、農民の所得と生

活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することは國の政治の責任だ

と考えるのであります。

この点は、政府案の前文にあるよう

に、農民の果たしたたけた任務と使命

が今後においても変わることなく続け

らることを期待する態度とは異な

り、農業と農民の過去における被抑圧

者としての試練と困難を再び繰り返し

てはならないとの決意に基づいている

のであります。

第二に、戦後において、農地改革や

農村民主化によって一時向上した農民

の地位が低下し、他産業との所得格差

が開いてきたのは、大資本の支配力の

復活によって、生産・価格・流通など

の経済上の圧迫を受けたからであり、

それゆえ、農業を自由経済に組み入

れ、貿易の自由化によって国際競争に

さらすことは、比較的大きな農家の自

立をも困難にするものであり、農業の

発展はこれによって阻害されると考え

るのであります。この点は、政府案

が、他産業の高度成長に即応し、依存

しつつ、農業の部面にも資本主義經濟の合理性を浸透させ、農業經營を企業

として自立し得る經營形態に再編しよ

うとし、保護農政の後退を示している

ことに対し、対照的な考え方を立てて

いるのであります。

われわれは、以上の見地から、國が

従来より一そなうの積極的態度をもつて

います。

以下、わが党の農業基本法案について、内容の主要な点を御説明申し上げます。

まず前文の中に本法案作成の根本的

態度を打ち出しておりますが、第一

に、わが国の農業が今日なお過小經營

の形で、土地利用その他の生産条件が

立ちおくれ、農村の生活文化が前近代

的な状態にあるのは、農民の責任では

なくして、昔から時代の支配層によつ

て搾取され抑圧され続けた結果である

といふ認識に立つて、これら歴史的

原因を除去して、農民の所得と生

活を向上をかたく期待しているのであります。

われわれは、農業生産を拡大し、自己給度を高め、農民の所得と生活の水準を他産業のそれと同一の水準にまで向上させようとするものであります。そのためには、第一に必要なことは農用地の拡大であります。農用地をふやさずに零細經營の改善と畜産、果樹の振興は不可能であります。政府の基本法はほとんど農用地の拡大に触れず、その現状維持であります。

わが国の農地の全土地面積に対する比率は、耕地一五%、草地四%、計一九%にすぎず、英國の八〇%、フランスの六二・七%、イタリアの六九・四%、米国の五六・八%、インドの五一・五%、及び山国であるスイスの五一・二%に比してきわめて低いのであります。

社会党は、當面烟と草地三百万ヘクタールの開発を行なつて、農用地の率を三〇%に引き上げようとするものであります。このため、土地利用高度化の諸原則を第八条に規定する通り、国は、経営規模の拡大、零細經營の解決には、基本的に共同化、共同經營によるものとし、農業協同組合のもとに農民の農業生産組合を育成しようとするものであります。

われわれの基本法案は、現在の食糧管理制度を維持改善し、生産費・所得補償方式のもとに農産物価の安定をはかるうとするものであります。

また、農産物需要の拡大のためには、その最大の消費者である労働者の賃金所得を豊かにしなければなりません。そこで、第十五条には特に勤労階層の所得水準を高め国民生活の改善指導を行ない、国内需要を積極的に増大する所を規定してあります。

この点、農民は労働者の賃上げ闘争の被害者ではなくして受益者であるといわなければならぬと存じます。

また、農産物の生産、出荷の計画化を指導し、農協などの共販事業を強化し、公営卸売市場の整備などの流通面に留意することは申すまでもあります。

土地利用計画については、あわせて大と近代化を進め、農畜産物及び農業用資材の価格流通面の適切な施策を行なつたは利用権の設定などにより農地を拡張して、農民及びその共同体に利用せしめようとするものであります。

でも保護政策をとつてその所得を確保しながら、共同經營へ前進する諸施策をとる必要がありますので、われわれは、共同化が眞に農民の現実の利益をもたらすことを保証するため、別に農

の合理化をはかるものであります。

同時に、農産物の輸入を抑制し自給度を高める措置をとり、また、農産物の輸出、海外市場の開拓などにも努めることといたしております。

これらの点は第十六条ないし十八条に規定するところであります。

畜産、果樹、園芸の振興に伴い加工事業の重要性は増大して参りますが、これをなるべく農民の手で行なわせることは第十二条に規定するところであります。

畜産加工振興法により、農協またはその出資による農産公社を設置し、特に農畜産物の簡易加工と農村消費への還元などを勧めあわせて農村生活改善に資した、また、農民が単なる原料生産として他の

資本からの圧迫を受けないような措置を検討し、また、農協の共販体制の強化や農民との他の資本による加工企業との団体交渉など、農民の地位と権利を高めることを考慮いたしております。

次に、農業用諸資材について、肥料十九条、第二十条に定める通り、肥料、農業、農機具、家畜飼料、電力、石油などの安価な供給を確保するため、この生産、流通の規制などを行ない、必要によってこれらの生産、輸入、販売などを国管または国家管理に置くことを定めております。

次に、烟地、草地農業の振興と畜産、果樹、園芸農業の発展をはかることは当然のことであります、その中

心は酪農であり、われわれは、米と並んで牛乳が農産物の新しい柱となるよう、酪農経営の安定をはかるため昨年の総選挙前故浅沼委員長が発表した牛乳法案を準備し、牛乳の生産と消費

の拡大をはかり、国民一人牛乳三合を実現せんとするものであります。

牛乳法案は、乳牛の導入、増殖、草地の改良、酪農経営の指導、消費の拡大などを規定するものであります。

牛乳の生産者価格については、農家の生産費を補償する方式をとり、必

要によって国が補給金を支給するなど思切った対策によつて、米を作つても、乳をしぼっても農業経営が安定するような措置を目標とするものであります。

その次に、ちょっとその六章、七章というのは削除していただきます。

その他、第八章には、災害防除、災害復旧についての国の責任を明らかにし、災害による損失補償については、これが完全に補償されるよう十分な措置をすることを定めておるのであります。

また、第九章には、農民の権利と地位の向上には、農民組合その他農民の自主的組織を育成することとし、同時に農産物の価格決定に参加する権利を認めております。

以上は本案の主要な内容であります。特に社会党の基本法第十章に強調し

ているのは、農村の生活文化の向上であり、都市と農村の文化的格差の解消が、これは社会党の農業政策の基本と方向を示したものであり、この原則を実現するためには多数の関連法案を必

要としたまことに、本法案に引き続

いて、主要なものはすみやかに国会に提案し、われわれの農業政策を明らかにいたしたいと存じますので、あわせて御審議を願いたいと存じます。

今日の曲りかどに來ているといわれる農業問題を解決する道は、國が從来以上の責任をとり、前向きの施策を進

めることが必要であり、政府の基本法のよう、他産業の成長をたよりにして農業を弱肉強食の資本主義の競争に投げ込むことではないと信じます。こ

とに、最近の経済の動向は、アメリカの不況、ドル防衛などの影響で、

みやかに改めなければなりません。(ま

た、農業従事者の六割は婦人であります。婦人はさらに重い家事、育児の仕事を担当し、農村の婦人労働ははなはだしく過重でありますので、その軽減と婦人の地位の向上について特に強調いたしていります。

以上申し述べた農業の生産、需給、流通、価格、経営の改革は、いづれも人の責任と長期の農業計画に基づき実行する必要がありますので、政府は長期農業計画並びに、その年次計画を国

会に提出しその承認を受けるものとし、また、計画に必要な予算、金融措置を義務づけて、計画の実行を確保することといたしておるのであります。

また、政府の諮問機関として、農政審議会を設け、農業計画の議決及び必要事項を政府に建議する機関とし、そ

の中には農民の代表を含めることといたしております。

以上は本案の主要な内容であります。特に社会党の基本法第十章に強調し

ているのは、農村の生活文化の向上であり、都市と農村の文化的格差の解消が、これは社会党の農業政策の基本と方向を示したものであり、この原則を実現するためには多数の関連法案を必

要としたまことに、本法案に引き続

いて、主要なものはすみやかに国会に提案し、われわれの農業政策を明らかにいたしたいと存じますので、あわせて御審議を願いたいと存じます。

今日の曲りかどに來ているといわれ

る農業問題を解決する道は、國が從来以上の責任をとり、前向きの施策を進

めることが必要であり、政府の基本法のよう、他産業の成長をたよりにして農業を弱肉強食の資本主義の競争に投げ込むことではないと信じます。こ

とに、最近の経済の動向は、アメリカの不況、ドル防衛などの影響で、

政府の高度成長政策の前途は楽観を許しません。国際収支の悪化、引き締めの政策によつて、所得倍増どころか、都

市に移行した農村人口が再び農村に逆人流しないとは、何人も保証し得ないと存じます。この情勢の中で、われわれの農業それ自身の発展によつて農民の所得と生活を高めようとする社会党の農業基本法案の正しさを確信し、各位の理解ある御審議と御賛成を期待するものであります。

また、農業基本法案の正しさを確信し、各級の農業計画並びに、その年次計画を国

会に提出しその承認を受けるものとし、また、計画に必要な予算、金融措置を義務づけて、計画の実行を確保することといたしておるのであります。

また、政府の諮問機関として、農政

審議会を設け、農業計画の議決及び必要事項を政府に建議する機関とし、そ

の中には農民の代表を含めることといたしております。

以上は本案の主要な内容であります。特に社会党の基本法第十章に強調し

ているのは、農村の生活文化の向上であり、都市と農村の文化的格差の解消が、これは社会党の農業政策の基本と方向を示したものであり、この原則を実現するためには多数の関連法案を必

要としたまことに、本法案に引き続

いて、主要なものはすみやかに国会に提案し、われわれの農業政策を明らかにいたしたいと存じますので、あわせて御審議を願いたいと存じます。

今日の曲りかどに來ているといわれ

る農業問題を解決する道は、國が從来以上の責任をとり、前向きの施策を進

めることが必要であり、政府の基本法のよう、他産業の成長をたよりにして農業を弱肉強食の資本主義の競争に投げ込むことではないと信じます。こ

とに、最近の経済の動向は、アメリカの不況、ドル防衛などの影響で、

き助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。

第二条 魚価安定基金（以下「基金」という。）は法人とする。（事務所）

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第二条 魚価安定基金（以下「基金」という。）は法人とする。（事務所）

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的 所を置くことができる。

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

九 附則

第十條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十一條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十三條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十四條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十五條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十六條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十七條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十八條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十九條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十一條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十二條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十三條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十四條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十五條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十六條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十七條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

き助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。

第二条 魚価安定基金（以下「基金」という。）は法人とする。（事務所）

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的 所を置くことができる。

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

九 附則

十條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十一條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十三條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十四條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十五條 第四十九条第一項の規定による定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(出資)

第六条 政府は、八千万円を基金に出资する。

2 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出资することができる。

第七条 次の各号の一に該当する者は、基金に出资することができない。

2 都道府県及び第七条に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

二 水産業協同組合(漁業生産組合)を除く。以下同じ。)

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項(定義)に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

第八条 都道府県及び前条に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第九条 基金に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に對抗することができない。

2 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

第十条 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第十二条 政府以外の出資者(第四十一条)並びに第四十三条第一項及び第二項の規定を除き、以下單に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができない。

(役員)

第十三条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

2

第十五条 基金でない者は、魚価安定基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

(第二章 役員等)

第十七条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

(持分の譲渡)

第十二条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 都道府県及び第七条に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

二 水産業協同組合(漁業生産組合)を除く。以下同じ。)

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項(定義)に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

第八条 都道府県及び前条に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第九条 基金に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に對抗することができない。

2 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

(役員の任命)

第十九条 役員は、農林大臣が任命する。

(代理人の選任)

第二十条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格事項)

第二十一条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十二条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(評議員)

2

第二十三条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

定は、評議員について準用する。

(第三章 業務)

第二十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 出資者たる漁業生産調整組合が、漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号に掲げる事業に附帯する事業として、同号の事業にあわせ、その事業による漁業生産活動の程度を勘案してその組合員に調整金を支給する場合に、その漁業生産調整組合に対し、その支給に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付すること。

二 出資者たる水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、農林省令で定めるところにより、多獲性の水産動物を加工し又はこれを原料として製造した製品で政令で定めるものの保管及び販売を、その加工し又は製造した者からの委託を受けて行なつた場合に、その水産業協同組合又は中小企業等協同組合に対し、その保管に要する経費の全部又は一部に充てるため、これに相当する金額を交付すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

(業務方法書)

第三十条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。

(前項の業務方法書において定め)

2 前項の業務方法書において定め

るべき事項は、農林省令で定め
る。

3 基金は、第一項の業務方法書を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを（変更の場合については、変更に係る部分を）出資者に通知しなければならない。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第三十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に入る。

（収入及び支出の予算等の認可）

第三十二条 基金は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前農林大臣の認可を受けることとする。

（借入金）

2 基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあっては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（監督）

第三十三条 基金は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び送付）
第三十四条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

第三十五条 基金は、毎事業年度、諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

（利益及び損失の処理）

第三十六条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した

損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十七条 基金は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

（監督）

第三十八条 この法律に規定するもののはか、基金の財務及び会計に

関必要な事項は、農林省令で定める。

（監督）

第三十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

は、基金に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に

おいて、基金に對し、その業務に

関し報告をさせ、又はその職員

方法によつて管理しなければならぬ。

第三十一条 基金は、資本金に相当する額を下らない額の資産を次

に、基金の事務所に立ち入り、業

務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができない。ただし、その資産の額は、認められる場合において、農林大臣の承認を受け、基金の業務の運営に要する経費に充てるためにその資産を処分するときに限り、その承認に係る額に相当する額だけ下ることを妨げない。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第六章 雜則）

（出資者に対する通知又は催告）

第三十一条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（報告及び閲覧）

第三十二条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（第五章 監督）

第三十三条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

は、基金に対して、その業務に

関し監督上必要な命令をすること

ができる。

（報告及び検査）

第三十四条 農林大臣は、この法律を

施行するため必要があると認めるときは、基金に對し、その業務に

おいて、基金に對し、その業務に

関し報告をさせ、又はその職員

方法によつて管理しなければならぬ。

第三十五条 基金の役員又は職員

が、その職務に關して、わいろを

收受し、又はこれを要求し、若し

くは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 基金の役員又は職員であつた者

が、その在職中に請託を受けて、

務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができない。ただし、その債務を弁済して他の債務を弁済するときには、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十六条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 前項の規定によつて通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（報告及び閲覧）

第三十七条 第二項又は第三十一条第一項第一号又は第七条第一項第一号又は第十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

2 第二項又は第三十一条第一項又は第三十二条第一項又は第三十三条第一項第一号又は第十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

2 第二項又は第三十一条第一項又は第三十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三

年以下の懲役に処する。
3 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいを、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条 前条第一項又は第二項に規定する者に對してわいを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 基金が、第四十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第十一条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第十条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十四条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第二十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第三十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に交付しなかつたとき。

八 第三十七条第一項の規定に違反して、財産を管理し、又は同条反して資産を管理し、又は同条反して資産を管理し、又は同条反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したと規定する。

十 第四十二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

十一 第四十九条 第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 農林大臣は、第十九条の例により、基金の理事長、理事又は

監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

3 第三条 農林大臣は、設立委員会を命じて、基金の設立に関する事務を監理させる。

4 第四条 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

5 第五条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

6 第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

7 第七条 基金の成立の当初における資本金は、一億六千万円を下るものであつてはならない。

8 第八条 この法律の施行の際現に魚価安定基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

9 第九条 基金の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終るものとする。

10 第十条 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十二条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

11 第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条第七号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を「漁業協同組合整備促進法」の下に、「魚価安定基金法」を加える。

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条 第五号ノ九の次に次の二号を加える。

五ノ十 魚価安定基金ノ発スル(印紙税法の一部改正)

第六条 第五号ノ九の次に次の二号を加える。

五ノ十一 魚価安定基金ノ発スル(所得税法の一部改正)

第七条 第五号ノ九の次に次の二号を加える。

五ノ十二 魚価安定基金ノ発スル(法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条 所得税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第十六条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第十七条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第十八条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第十九条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十一条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十二条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十三条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十四条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十五条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十六条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

第二十七条 第一项第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

号を加える。

三の三 魚価安定基金の指導監督に関する事務を処理すること。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

理由

多獲性の水産動物の価格の著しい低落がその水産動物の採捕を目的とする漁業を営む者の経営の安定を著しく阻害している事態にかんがみ、その価格の安定をはかるため、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が行なう生産及び流通に関する調整等の事業につき助成するための組織を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業生産調整組合法案 漁業生産調整組合法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 漁業生産調整組合
- 第三節 組合員(第二十二条—第二十九条)
- 第四節 設立(第三十条—第三十六条)
- 第五節 管理(第三十七条—第六十一条)
- 第六節 解散及び清算(第六十二条—第六十四条)

第七節 監督(第六十五条—第六十八条)

第三章 漁業生産活動の規制に関する命令(第六十九条—第七十八条)

第四章 雜則(第七十九条—第八十五条)

第五章 罰則(第八十六条—第九九条)

第六条 第一章 総則

附則 第二章 総則

(目的) 第一条 この法律は、特定の漁業で、その漁業を営む者のうちに占める中小漁業者の数の割合がきわめて高く、かつ、その漁業の性質上その価格の変動が著しい多獲性の水産動物を目的とするものについて、その漁業を営む中小漁業者が自主的に漁業生産活動を調整する組織を設けることができるようになるとともに、その自主的な調整だけでは十分でないと認められる場合に国がこれを補完する措置を講ずることができるようにすることにより、その中小漁業者等の経営の安定を図り、もつて国民の健全な発展に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「指定漁業」とは、一定の海域において多獲性の水産動物の採捕を目的とする漁業で、次の各号の要件のすべてを備え、かつ、時期的に過度の漁獲が行なわれることによりしばしばその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その経営の安定が阻害されること。

第三条 漁業生産調整組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

第四条 組合は、次の要件のすべてを備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

れ、又は阻害されるおそれがあるものとして、政令で指定するものとし。

一 その漁業を営む者の総数の三分の二以上が中小漁業者であること。

二 その漁業に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者により行なわれていること。

三 この法律において「中小漁業者」とは、次の各号に掲げる者をい

う。

2 組合は、指定漁業ごとに一個と

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く。)で、その常時使用者の従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第一百七十八号)第二条第一項漁船の定義)に規定する漁船をい

う。(以下同じ。)の合計総トン数が千トン以下であるもの

第二章 漁業生産調整組合

第一節 総則

(法人格及び住所)

第三条 漁業生産調整組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

2 前項の規定により登記をしなければならない。

3 組合は、前項の事業のほか、組合員に対し資格漁業に関する情報を提供する事業を行なうことができる。

2 組合は、前項の事業のために、第二条第一項の事態を克服するために組合協約を締結することができる。

3 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合協約を締結することができる。

2 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合協約を締結することができる。

3 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合協約を締結することができる。

(名称)

第五条 組合は、その名称中に漁業生産調整組合という文字を用いないければならない。

二 組合でない者は、その名称中に組合でない者と

2 組合は、指定漁業ごとに一つと

2 組合は、指定漁業を営む者が設立することができるものとする。

3 組合は、指定漁業ごとに一個と

2 組合は、指定漁業を営む者と

る水産動物の採捕若しくはその採捕に係る水産動物の運搬に関する制限又はその採捕に係る水産動物の陸揚げに関する制限(次号の農林省令で定める事項を内容とするものを除く。)

二 前号に掲げる制限を実施した後においても、その資格漁業に係る指定漁業につき第二条第一項の規定による指定をする根拠となつた同項の事態(時期的に過度の漁獲が行なわれるることによりしばしばその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。以下「第二条第一項の事態」といふこと)ができない。

三 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

四 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

五 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

六 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

七 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

八 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

九 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十一 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十二 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十三 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十四 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十五 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十六 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十七 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十八 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

十九 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

二十 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

二十一 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

二十二 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

二十三 前号に掲げる制限とともに漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。

を定めた規程（以下「調整規程」という。）を設定し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 前条第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項

第十二条 農林大臣は、前条の認可をし

てはならない。

一 第二条第一項の事態を克服するため必要な最少限度をこえな

いこと。

二 不當に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

（調整規程の変更命令及び認可の取消し）

第十三条 農林大臣は、調整規程の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（調整規程の廃止の届出）

第十四条 組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（調整規程の設定等の議決）

第十五条 調整規程の設定、変更及

び廃止は、総会の議決を経なければならない。

二 前項の議決は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

一 前条第一項の規定は、第一項の規定にかかるわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

（過怠金）

第十六条 組合は、調整規程で定めることにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課すことができる。

（検査員）

第十七条 組合は、定款で定めることにより、調整規程の実施を検査するため、検査員を置くことができる。

（従業者に対する配慮）

第十八条 組合の組合員は、調整規程に従い、その漁業生産活動を制限するに当たつては、その従業者に不利益を及ぼすことがないよう努めなければならない。

（組合協約の交渉及び締結）

第十九条 次の各号の一に該当する者は、組合の代表者が、政令で定め特に必要があると認めるときは、その組合又はその交渉の相手方に對し、組合協約の締結に關し必要な勸告をすることができる。

（組合協約の効力）

第二十条 第十条第三項の組合協約は、あらかじめ総会の承認を得た旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 組合の組合員と資格漁業に関する取引關係がある陸揚地水産物

二 組合の組合員と資格漁業に関する契約

し取引關係がある漁獲物運搬業者で組合員たる資格を有する者で組合に加入していないもの

三 組合の組合員と資格漁業に関する取引關係がある事業者は、その取引条件について組合の代表者が政令で定めるところにより第十条第三項の組合協約を締結するため交渉をする

（組合協約の認可等）

第二十一条 組合が、その行なう調整事業に關し第十九条第一項第三号に掲げる者と締結する第十条第三項の組合協約は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（組合協約の認可）

第二十二条 組合の代表者は、調整規程が設定され又は変更される前にその案に係る調整事業に關し第一項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

一 第二条第一項の事態を克服するため必要な最少限度をこえな

いこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその変更後の組合協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

（組合協約の効力）

第二十三条 第二十二条の規定を準用する。この場合において、第十三条及び第十四条の規定を準用する。

二十一條第一項各号」とあるのは、「第十三条中「前条各号」とあるのは、「第十二条第一項各号」と読み替えるものとする。

（議決権及び選舉権）

第二十四条 組合は、定款で定めるところにより、魚価安定基金に対する出資の財源にあてるため、組合員から負担金を徴収することができる。

（手数料）

第二十五条 組合は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（負担金）

第二十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとする

で、その内容が第十条第三項の組合協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

二 組合員は、定款で定めるところにより、第五十五条の規定により、第六十一条第一項第三号に掲げる者と締結する第十条第三項の組合協約は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（組合協約の認可）

第二十七条 組合員は、六人以上の組合員を代理することができない。

二 組合員は、代理権を託すする書面を組合に差し出さなければならぬ。

（経費の賦課）

第二十八条 組合員は、組合に對して、組合員に経費を賦課することができる。

二 組合員は、前項の経費の支払いに對して、組合員をもつて組合に抗することができない。

（組合協約の効力）

第二十九条 第十条第三項の組合協約は、あらかじめ総会の承認を得た旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

二十一條第一項各号」とあるのは、「第十三条中「前条各号」とあるのは、「第十二条第一項各号」と読み替えるものとする。

（議決権及び選舉権）

第二十条第三項の組合協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

二 組合の組合員が締結する契約

第二十一条 組合員は、各一個の議

きは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十七条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第二十八条 組合員は、三十日前までに予告して脱退することができること。前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

第三十九条 組合員は、次の原因によつて脱退する。

- 1 組合員たる資格の喪失
- 2 死亡又は解散
- 3 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるなければならぬ。

一 調整規程に違反し、その他組合の目的の遂行に反する行為をした組合員

二 経費の支払いその他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事項に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをも

つてその組合員に対抗することができない。

(発起人)

第三十条 組合を設立するには、その組合員になろうとする十人以上の組合員による十人以上の中小漁業者が発起人となることを要する。

(創立総会)

第三十一条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の二週間前までにしなければならない。

(設立の認可)

第三十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者での会日までに発起人に對して設立の同意を申し出たものの三分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会について、第二十二

条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十

条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条総会の議事

五十条まで、第二百五十二条及び

(理事への事務の引継ぎ)

第三十三条 発起人は、前条第一項

三百五十三条(総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第一項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十一項第五項」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第三十四条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第三十五条 組合は、成立の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第三十六条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

(設立の認可)

第三十七条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 1 事業
- 2 名称
- 3 事務所の所在地
- 4 組合員たる資格に関する規定
- 5 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 6 経費の分担に関する規定
- 7 役員の定数及びその選舉に関する規定
- 8 事業年度

九 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。

3 その事業を行なうのに適当であること。

(規約)

第三十八条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

て、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 組合員に関する規定

四 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

五 その他必要な事項

(役員)

第三十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

(第五節 管理)

第三十条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

(第六節 理事)

第三十一条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む)でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者(法人を除き、組合員にならうとする法人の業務を執行する役員を含む)でなければならぬ。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかる、定款で定めるところによつて選任することができる。

(役員の変更の届出)

第四十条 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から一週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員の任期)

第四十一条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第四十二条 組合の業務の執行は、(理事会)

第四十三条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものと

することができる。

(監事の兼職禁止)

第四十四条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第四十五条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合に

(理事の責任)

第四十六条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帶して損害賠償の責に任ず

る。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条规定第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第四十七条 理事は、定款、規約、調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることがで

らない。

2 組合員名簿には、各組合員につ

いて次の事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

2 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることがで

らない。

て置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることがで

らない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第四十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることがができる。

2 組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることがができる。

3 組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることがができる。

2 組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決

しなければならない。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から十日以内に理事が総会の招集の手続をしないときは、

農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときは、同様とする。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときは、同様とする。

があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならないものとする。

(総会の招集)

第五十二条 通常総会は、定款で定めたところにより、毎事業年度一度を準用する。

5 前項の場合については、第五十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めたところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員は、必要があるときは、定款で定めたところにより、毎事業年度一度を準用する。

5 前項の場合については、第五十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めたところにより、毎事業年度一度を準用する。

(通知又は催告)

第五十六条 組合が組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿

に記載したその者の住所（その者

い。

(特別の議決)
第五十九条 次の事項は、総組合員

の二分の一以上が出席し、その議決の三分の二以上で可決された。

沙権の三分の一以上の多數による議決を必要とする。

二一
定款の変更
組合の解散

三 組合員の除名 (商法の準用)

第六十条 総会については、商法第
三百三十九条の規定の外

二百三十二条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第

二百四十四条第一項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十二条（総

会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(総会の議事録)、第

一百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条から第二百五十五条まで、

で、第二百五十二条及び第二百五十三条（総会の決議の取消し又は

無効)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条

中「第二百三十二条」とあるのは
「漁業生産調整組合法第五十五条」

と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十二条の二」は「魚

「第一二四二条」とあるのは「漁業生産調整組合法第五十九条」と

読み替えるものとする。
(総代会)

第六十一条 組合員の総数が二百人を越える組合は、定款で定めると

これにより、総会に代わるべき総会を二度する二回目とする。

2 総代は、定款で定めるところに代会を設けることとする。

より、組合員のうちから、その住所、資格漁業に係る規模等に応じ

て公平に選挙されなければならな

3 総代の定数は、その選挙の時に

第一類第八号

務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第六十九条 農林大臣は、調整規程を定めて調整事業を行なつてある組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないものの当該資格漁業に係る漁業生産活動がその資格漁業に係る第二条第一項の事態の克服を阻害しており、又はその組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る漁業生産活動を自主的に調整することによつてはその資格漁業に係る第二条第一項の事態を克服することができず、若しくはその方法によつてそれがその事態を克服するのに適当ないと認められる場合において、このような状態が継続することとは、その組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しくなくなつたと認められるときは、そ

の組合に対し、解散を命ずることができる。二 前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。
三 組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。
二 前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十条 農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。
二 第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。
三 組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

第六十七条 農林大臣は、組合が次に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。
二 前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。
三 組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

(決算関係書類の提出)
第六十八条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剩余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

第三章 漁業生産活動の規制に関する命令

(漁業生産活動の規制に関する命令)

第六十九条 農林大臣は、調整規程を定めて調整事業を行なつてある組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないものの当

該資格漁業に係る漁業生産活動がその資格漁業に係る第二条第一項の事態の克服を阻害しており、又はその組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る漁業生産活動を自主的に調整することによつてはその資格漁業に係る第二条第一項の事態を克服することができず、若しくはその方法によつてそれがその事態を克服するのに適當ないと認められる場合において、このような状態が継続することとは、その組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しくなくなつたと認められる場合は、その組合に対する命令をした後に

二 条の規定による命令をしようとするときは、その命令をした後に

一般的意見をきかなければならぬときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならぬ。

第七十一条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般的意見をきかなければならぬ。

第七十二条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするときは、その命令をした後に

おいて、特に必要があると認めるとときは、その命令に係る組合に対し、期間を定めてその調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(調整規程の変更命令)
第七十三条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をした後において、同条の規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(命令の決定及び形式)
第七十四条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るために必要なと認めるとときは、政令で定めるところによつて、その命令の執行を農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

二 農林大臣は、前項の規定による命令があつたときは、遅滞なく、前条の規定による命令をする場合でなければ、することができない。

二 前条の規定による命令をする場合は、当該組合が総会の議決を経て、農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第十

五条第二項の規定を準用する。

4 前条の規定による命令は、農林省令をもつてするものとする。

(聴聞)

第七十一条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般的意見をきかなければならぬ。

第七十二条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするときは、その命令をした後に

おいて、特に必要があると認めるとときは、その命令に係る組合に対し、期間を定めてその調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(命令の変更又は取消し)

第七十三条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をした後において、同条の規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(秘密保持義務)

第七十七条 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員でその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(不服の申立て)

第七十八条 第六十九条の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立てをすることができる。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第三項の規定による請求に応じ、農林大臣が第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む)の規定による処分をした場合を除く。)

二 次条第三項の規定による請求が調整規程又は組合協約の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は組合協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には適用しない。

(手数料)

第七十五条 第六十九条の規定により第六十九条の規定による命令に基づく割当て、検査その他の処分を受ける者は、農林省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において農林省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(役員等の解任命令)

第七十六条 農林大臣は、第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員でその事務に従事するものがその事務を不正に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるとときは、これを解任することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第七十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十一条の認可を受けた調整規程又は第二十一条第一項の認可を受けた組合協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるときは、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第三項の規定による請求に応じ、農林大臣が第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む)の規定による処分をした場合を除く。)

二 次条第三項の規定による請求が調整規程又は組合協約の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の規定は、その調整規程又は組合協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第八十条 農林大臣は、第十一条若しくは第二十一条第一項の認可をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十二条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、組合が第十一条の認可を受けた調整規程の内容が第十二条各号に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十一条第一項の認可を受けた組合協約の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(中央漁業調整審議会への諮問)

第八十一条 農林大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、中央漁業調整審議会に諮問しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、この法律の施行に関する重要な事項について、中央漁業調

整審議会の意見をきくことができる。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第八十二条 農林大臣は、第十一條若しくは第二十一条第一項の認可、第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分又は第六十九条の規定による命令をしようとする場合におい

て、その全部又は一部を没収する場合において、その権限は、犯罪検査のため認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のため認められたものと解してはならない。

(報告の徵収)

第八十三条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合の組合員たる資格を有する者は、第二号に掲げる者で同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は会計の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の組合員たる資格を有する者の漁船、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は漁具、漁ろう装置その他の設備、漁船若しくは漁獲物を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員であつた者が、その在職中に請託を受けた職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを收受し、又は要求

ができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のため認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第八十五条 この法律の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第五章 罰則

第八十六条 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものが、その職務に關し、わいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第八十七条 前条に規定する役員又は職員になるうとする者が、その担当すべき職務に關し、請託を受けてわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

第八十八条 前二条の場合において、收受した者は、三万円以下の罰金に処する。

第九十条 第七十七条の規定に違反して、その職務に關し知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、一万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第六十九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第十一条の認可を受けないで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の各号の一に該当す

る者は、三万円以下の罰金に処する。

第九十四条 第六十六条又は第七十

し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第八十八条 前二条の場合において、收受した者は、三万円以下の罰金に処する。その全部又は一部を没収することができる。

第九十五条 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第九十一条又は第十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科すに處する。

第九十六条 次の各号の一に該當する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第九十七条 第九条第一項の政令の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたときは、

二 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたときは、

三 第二十六条の規定に違反したとき。

四 第九条第一項の政令の規定に違反したとき。

五 第三十三条第六項若しくは第六十条において準用する商法第六十四条、第五十一条若しくは第六十四条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第六十四条において準用する商法

第四百十九条の規定に違反して虚偽の届出をした者

四 第六十五条第二項又は第八十

四条第一項若しくは第二項の規

定による検査を拒み、妨げ、又

は忌避した者

をせず、又は虚偽の報告をした

者

四 第八十三条の規定による報告

の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

二 第十四条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

三 第六十五条第二項又は第八十

四条第一項若しくは第二項の規

定による検査を拒み、妨げ、又

は忌避した者

をせず、又は虚偽の報告をした

者

四 第八十三条の規定による報告

の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

二 第十四条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

三 第六十五条第二項又は第八十

四条第一項若しくは第二項の規

定による検査を拒み、妨げ、又

は忌避した者

をせず、又は虚偽の報告をした

者

四 第八十三条の規定による報告

の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

二 第十四条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

三 第六十五条第二項又は第八十

四条第一項若しくは第二項の規

定による検査を拒み、妨げ、又

は忌避した者

は貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十五条、第四十条又は第六十二条第三項の規定に違反したとき。

七 第三十九条第五項の規定に違反したとき。

八 第四十四条（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第四十七条又は第四十八条（これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第四十九条（第六十四条において準用する場合を含む。）又は第五十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第五十一条において準用する商法第二百七十四条第一項又は第六十四条において準用する商法第二百七十四条第二項による調査を妨げたとき。

十二 第五十二条の規定に違反したとき。

十三 第六十四条において準用する商法第二百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六 第六十四条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十七 第六十八条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附 則

一 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

二 この法律の施行の際現に漁業生産調整組合という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

三 第五条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

「十二人」に改め、同条に次の四項を加える。

六 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてこれに充てる。

七 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

八 中央漁業調整審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて中央漁業調整審議会の決議とすることができる。

九 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のよう改正する。

第一条に次の二号を加える。

十 二号（農業生産調整組合法第十九条第七号中「水産業協同組合共済会」の下に「漁業生産調整組合」を、「水産業協同組合法」の下に「漁業生産調整組合法」を加える。）

十一 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。

第十九条第七号中「水産業協同組合共済会」の下に「漁業生産調整組合」を、「水産業協同組合法」の下に「漁業生産調整組合法」を加える。

十二 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合」、国家公務員共済組合に改める。

十三 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「國家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合」に改め、国家公務員共済組合に改め。

○周東國務大臣 漁業生産調整組合法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業において重要な地位を占めるサンマ、アジ、サバ、スルメイカ等の多獲性の水産物の採捕を目的とする中小漁業につきましては、その漁業の性質上、時期的に過度の漁獲が行なわれ、漁獲物が陸揚地の輸送、冷蔵、冷凍、加工等の処理能力をこえて陸揚げされるため、その価格が暴落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害される事態、なむち大漁貧乏の現象を呈することと従つて、これらの漁業の経営の安定をはかるためには価格流通面における諸施策が必要であることは申しまでもないところであります。これらの施策がしばしばあるのであります。

従つて、これらの漁業の経営の安定をはかるためには価格流通面における結果、魚価安定基金の設置等の価格流面における施策を講ずる一方、生産面における調整として、漁業者がその運搬船の隻数の制限等を予定しております。他の一つは、特定の漁業における組合員の一部を対象とする陸揚

結果、魚価安定基金の設置等の価格流面における施策を講ずる一方、生産面における調整として、漁業者がその運搬船の隻数の制限等を予定しております。他の一つは、特定の漁業における組合員の一部を対象とする陸揚

定対策について鋭意検討いたしました結果、魚価安定基金の設置等の価格流面における施策を講ずる一方、生産面における調整として、漁業者がその運搬船の隻数の制限等を予定しております。他の一つは、特定の漁業における組合員の一部を対象とする陸揚

げの制限でありまして、一定の事態において、以上の一般的な制限を行なつてもなお調整事業が十分な効果をあげ得ない場合に限り行なうもので、この制限を行なう場合には、その対象となる組合員に一種の犠牲をしいることにもなりますので、組合がその組合員に調整金を支払うこととともに別に提案いたしております魚価安定基金法案に基づき設立される魚価安定基金からその組合に対し、それにより経費の一部または全部を交付することといたしております。

なお、組合が調整事業を行なうにあたっては、その重要性と、一般消費者及び関連事業者に及ぼす影響を考慮して、その事業の内容、方法等につきましては、全部を交付することといたしております。

組合の事業としては、以上の調整事業のほか、組合員に対する情報提供事務及び関連事業者に対する組合協約の締結があります。

第四点といたしましては、漁業生産活動の規制に関する命令であります。

この組合制度は、組合が調整規程を定めて自主的に調整事業を行なうことと原則といたしておりますが、現実には、員外者の行為により、または組合自体の力が弱いこと等の理由によつて、組合の行なう調整事業が所期の効果をあげ得ない場合も考えられますので、これらの場合は、農林大臣は、組合の申し出により、一定の要件のもとに、一般的制限につきまして、その調整規程の内容を参考して制限を定め、その組合の組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずる

ことができるものといたしております。第五点といたしましては、農林大臣の認可を受けた調整規程または組合協約及びこれらに基づく行為につき原則として独占禁止法の規定を適用しないことといたしますとともに、農林大臣が調整規程の認可等の処分を行なう場合には公正取引委員会と協議することといたしております。

第六点といたしましては、農林大臣は、適用漁業の指定を行なう場合または漁業生産活動の規制に関する命令を出す場合には、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならぬこととす

るとともに、調整規程の認可等を行なう場合には、地元の水産業に及ぼす影響を考慮して、関係都道府県知事の意見を聞かなければならないことといた

る場合に、組合の設立、管理、解散等につきましては、この種の組合の例に準じ所要の規定を設けておりますとともに、組合の行なう調整事業の重要性にかんがみ、組合に対する監督のための規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

まず第一点といたしまして、魚価安定基金の目的、出資等に関する規定があつますが、魚価安定基金は、多獲性の水産物の価格の安定をはかるため、

組織を設けるため漁業生産調整組合法案を提出いたすとともに、これと相俟つて魚価の安定を目的とする組織を設けるためこの法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

まず第二点といたしまして、魚価安定基金の目的、出資等に関する規定があつますが、魚価安定基金は、多獲性の水産物の価格の安定をはかるため、

組合員に対して調整金を支給する場合に、基金がその支給を要する経費の全額または一部に相当する金額を交付することにより、漁業生産調整組合の事業の実施を円滑ならしめようとするものであります。

その第二は、從来実施して参りました水産物流通調整事業につきまして所要の改善を加え、この基金の事業として制度的に確立いたしたいというものです。

この場合は、基金の業務の対象といつます製品は政令で指定することとしておりますが、昭和三十六年度はさしあたりサンマかすを指定する予定にしております。

まず全体の構成について申しますと、前文と總則、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等、農業行政機関及び農業団体、農政審議会の六章から成っております。

まず前文ではこの法律を制定する趣旨を述べております。その趣旨といたしましては、まず、農業及び農業従事者がわが国の経済及び社会において重要な使命を果たしていること、従つ

す。

第五点といたしましては、農林大臣

として独占禁止法の規定を適用しないことといたしますとともに、農林大臣

が調整規程の認可等の処分を行なう場合には公正取引委員会と協議することといたしておきます。

第六点といたしまして、この基金の

業務に関する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

業務に關する規定であります。基金の

わらず、サンマ、スルメイカ、アジ、サバ等のいわゆる多獲性の水産物につきましては、時期的に、または地域的に、水揚げ港の処理能力をこえて集中して水揚げされ、その結果、魚価が暴落し、大漁販賣の現象を呈することがしばしばあります。これに關係する漁業者の經營を著しく不安定なものとするとともに、関連産業の健全な発展を阻害している現状であります。

このため、政府といたしましても、鋭意その対策を検討いたしました結果、一方におきましては、漁業団体による出荷調整の機能を考慮し冷蔵庫等の施設を充実させるため所要の予算措置を講ずるとともに、その他の流通改善のための施策を推進することといた

結果、一方におきましては、漁業生産調整組合法案を提出いたすとともに、組合員に対する採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第一は、出資者たる漁業生産調整組合に対する資金の交付であります。漁業生産調整組合が行なう事業につきましては、この法律案とともに御審議をお願いいたしております漁業生産調整組合法案の提案理由で御説明申しあげましたように、組合員に対する採捕、

組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第二は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第三は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第四は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第五は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第六は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第七は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第八は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第九は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第十は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

その第十一は、組合員に対する調整金の支給であります。漁業生産調整組合が、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬、陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考えているわけであります。

て、今後この使命を十分に果たし得るようになることが必要であるが、他方、農業は自然的・経済的・社会的に不利な条件にあり、従つて、他産業との間に生産性の格差が生ずるので、この不利な条件を補正することが必要であることを述べ、次いで、近時における経済の著しい発展に伴つて農業従事者と他産業従事者との間に生活水準の不均衡が目立つてきていること、それとともに、いわば農業が曲がりかどに来てゐると申しましようか、農業及びこれを取り巻く諸条件が変化したこと、その代表的なものとして、農産物消費構造における変化と他産業への労働力移動について述べております。そうして、このような事態に対処して農業の近代化、合理化をはかり、農業従事者が他の国民各層と均衡のとれた生活を営むことができるようになります。

次に、本文に入りまして、第一章へ農業に関する政策の目標とそで、國の農業に関する政策の目標とそれを達成するための國及び地方公共団体の施策について規定するとともに、これ年々具体化するため、毎年国会に農業の動向に関する年次報告及び年次に、本文に入りまして、第一章へ農業に関する政策の目標とそで、國の農業に関する政策の目標とそれを達成するための國及び地方公共団体の施策について規定するとともに、これ年々具体化するため、毎年国会に農業の動向に関する年次報告及び年次に、各号について御説明いたしました。

することを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水準の格差は拡大する傾向にあり、これが農業の基本問題としてその解決が必要な政策の目標を定めております。それは、社会生活の進歩向上に即応して農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかることにあるものとしております。

その場合、まず、農業がその固有の自然的・経済的・社会的制約から他産業に比べて不利な条件に置かれていることを考慮し、これを補正するようになります。

次に、第二条におきましては、第一条の内容であります。

次に、第二条をおきましては、第一

の目標を達成するために国が講ずべき施策について規定しております。すな

なわち、目標達成のために必要な施

策を講ずべきことを規定するとともに、その施策の方向づけをいたして

いるのであります。従いまして、生産

の動向として、所得水準の上昇に伴つて規

うなことといたしてあります。たとえば需要

の動向として、所得水準の上昇につれて需

要が大きく増加していく農産物と、需

要が停滞なし減少する農産物とが分

化して参つております。たとえば需要

の動向として、所得水準の上昇につれて需

要が停滯なし減少するという傾向が現われ始めるのではないかと思われる

のであります。

そこで、農業と貿易との関係を考

慮しながら農業生産を合理的に拡大し

していくこと、すなわち農業生産の選択

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水準の不均

衡が目立つてきていること、それとと

ても、いわば農業が曲がりかどに来て

いると申しましようか、農業及びこ

れを取り巻く諸条件が変化したこと、

その代表的なものとして、農産物消費

構造における変化と他産業への労働

力移動について述べております。

さて、まず第一号は、農業生産の拡大す

ることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水

準の格差は拡大する傾向にあり、これ

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水準の不均

衡が目立つてきていること、それとと

ても、いわば農業が曲がりかどに来て

いると申しましようか、農業及びこ

れを取り巻く諸条件が変化したこと、

その代表的なものとして、農産物消費

構造における変化と他産業への労働

力移動について述べております。

さて、まず第一号は、農業生産の拡大す

ることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水

準の格差は拡大する傾向にあり、これ

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水準の不均

衡が目立つてきていること、それとと

ても、いわば農業が曲がりかどに来て

いると申しましようか、農業及びこ

れを取り巻く諸条件が変化したこと、

その代表的なものとして、農産物消費

構造における変化と他産業への労働

力移動について述べております。

さて、まず第一号は、農業生産の拡大す

ることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水

準の格差は拡大する傾向にあり、これ

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水準の不均

衡が目立つてきていること、それとと

ても、いわば農業が曲がりかどに来て

いると申しましようか、農業及びこ

れを取り巻く諸条件が変化したこと、

その代表的なものとして、農産物消費

構造における変化と他産業への労働

力移動について述べております。

さて、まず第一号は、農業生産の拡大す

ることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水

準の格差は拡大する傾向にあり、これ

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水準の不均

衡が目立つてきていること、それとと

ても、いわば農業が曲がりかどに来て

いると申しましようか、農業及びこ

れを取り巻く諸条件が変化したこと、

その代表的なものとして、農産物消費

構造における変化と他産業への労働

力移動について述べております。

さて、まず第一号は、農業生産の拡大す

ることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水

準の格差は拡大する傾向にあり、これ

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水準の不均

衡が目立つてきていること、それとと

ても、いわば農業が曲がりかどに来て

いると申しましようか、農業及びこ

れを取り巻く諸条件が変化したこと、

その代表的なものとして、農産物消費

構造における変化と他産業への労働

力移動について述べております。

さて、まず第一号は、農業生産の拡大す

ることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水

準の格差は拡大する傾向にあり、これ

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水準の不均

衡が目立つてきていること、それとと

ても、いわば農業が曲がりかどに来て

いると申しましようか、農業及びこ

れを取り巻く諸条件が変化したこと、

その代表的なものとして、農産物消費

構造における変化と他産業への労働

力移動について述べております。

さて、まず第一号は、農業生産の拡大す

ることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水

準の格差は拡大する傾向にあり、これ

が農業の基本問題としてその解決が要

ります。主食の需給が緩和し、さらに生活

水準が上昇を続けてる近年における經

済の著しい発展に伴つて農業従事者と

他産業従事者との間に生活水

第一条で申し上げましたように、農業は、自然、經濟、社會各般の面において不利な条件にあるのであります。そのため農産物価格は変動が著しいとともに適正な水準よりも低落しがちであり、その結果として農業所得も確保されないということが起りがちなのであります。そこで、第五号におきましては、特に農産物の価格及び農業所得について規定を設け、このような不利な条件を補うよう農産物の価格の安定をはかるとともに、農業所得の確保につき施策を講すべきことを規定したのであります。

第四号と第五号は、流通面のうち農産物の販売の面に関する規定であります。次に農業資材の面も考えなければなりません。特に、今後の農業技術の進歩、農業経営の近代化は、農業生産資材の利用を増大させ、性能の高い資材を合理的に供給することの必要の度合いを増してくると考えられますので、第六号で、農業資材の生産及び流通を合理化し、価格の安定をはかることを規定したのであります。

次の第七号は、農業の主体的側面としての人の問題について規定しております。農業の生産性の向上といい、農業経営の近代化といいましても、要は人間の問題であるとともに、また、最近国民経済の成長に伴う就業構造の変化によって人間の問題が重要となつてきております。まず農業の面についてみますと、今後におきましては、農業経営の近代化に伴ってそのにない手にも高い技術的知識能力が要求されて参りますので、農業に関する教育、訓

資質を向上させ、近代的な農業経営の担当者たるにふさわしい者を養成するとともに、農業を農村青年に魅力あるものとして、りっぱな人材が農業にとどまるようその確保をはかることがあります。とともに、他方におきまして、教育と訓練を行なうとともに、広く職業選択の機会を与え、その希望と能力とに応じて適当な職業につき得るようにすること、これが第七号の内容であります。

以上の七号にわたる事項について総合的に施策を講ずることによって、農業の発展と農業従事者の所得の増大、従いまして福祉の向上も期し得るのであります。が、福祉の向上にはそれだけでは尽くされない面があります。そこで、なお残された事項といいたしまして、道路、上下水道、電気、電話、文化施設等、農村における生活環境的な施設の整備、あるいは家庭生活の改善、さらに婦人労働の合理化等、福祉の向上をはかることを最後の第八号に規定いたしたのであります。

以上申し述べました八つの事項によりまして、目標達成のための必要な施策を遺漏なく方向づけているのであります。

なお、以上申し述べました国の施策は、全国を対象として別段に地域的配慮なしに行なわれることもあります。が、たとえば農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等、施策の内容によつては、地域の自然、経済、社会の各般の面にわたる諸条件の相違を考慮します。

ありませんので、当然のことではあります。次に、第三条の地方公共団体の施策について御説明しますと、第一条の農業に関する目標は、まず国の農業に関する政策の目標でありますが、同時に地方公共団体の施策の目標でもあります。両者が相協力して初めて目標を達成できるのであります。このため、第二条で施策の中心になる国について規定したの次に、第三条において、地方公共団体は国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないことを規定したのであります。

次の第四条は、第二条を受けて財政上の措置等について規定しております。第二条第一項の施策の実施の根柢となり、あるいはその具体的な内容を裏づけるものは、形式的には法令と財政に分かれます。そこで、第四条第一項では、政府はそのため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬことといたしております。この財政上の措置のうちには、その一環として必要な予算の計上ということも含まれております。次に、目標の達成のために必要な資金としましては、予算のはかに金融の問題がありますので、農業従事者の必要とする資金の融通についてもその適正円滑化をはかるべきことを第二項において規定いたしております。

次に、第五条は、目標を達成する上に農業従事者または農業団体の自主的な努力がきわめて重要であり、これを基調としてそれを助長するように施策を講すべきものであることにかんがみまして、国及び地方公共団体は施策を

講ずるにあたってはこれらの自主的の努力を助長することを旨とすることを規定いたしました。

以上申し述べました施策は、農業の動向に即して年々具体化されなければなりません。このため、第六条で、政府は毎年国会に農業の動向及び政府が農業に関して講じた施策に関する報告書を提出すべきことを規定するとともに、第七条で、この報告の結果にかんがみて次年度においていかなる施策を講ずることとするかを国会に明示すべきことを規定しております。

この年次報告の内容たる農業の動向といたしましては、農業生産の動向、価格流通事情、農業構造の変化の状況、農家経済の動向等を明らかにし、その中で第一条の目標に掲げられてくる農業の生産性と農業従事者の生活水準の動向を分析し、これについての政府の所見を述べることとしたおあります。

この年次報告は、次年度の政府の施策の基礎となるきわめて重要なものでありますので、それにおける統計の利用及びこれに基づく政府の所見につきましては、専門的事項にわたるのみならず、公正を期する要もありますので、特に農政審議会の意見を聞くこととし、その旨を第三項に規定しております。

次に、第七条では、政府は毎年国会にこの報告によって示された農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにする文書を提出しなければならないこととしております。これによって農業に関する政策が目標に照らして適正に行なわれることを期しているのであります。

以上が第一章総則のおもな内容であります。以下第二章から第四章までにおきましては、第二条第一項各号に掲げる事項について施策を講ずるについて特にその方針を宣言すべきものについて規定してございます。

まず第二章は農業生産についてであります。

第八条は、農産物の需要及び生産の長期見通しを立てるべきことを規定しております。すなわち、今後における農業生産は、需要の動向や外国産農産物との関係を考慮しつつ選択的に拡大していくしかなければならないのです。が、そのためには、各種の農産物の需要及び生産についてある程度長期間にわたる見通しを立て、これを政府や地方公共団体が施策を講ずる場合の道筋とし、また農業経営の参考ともし得るようにすることが必要と考えますので、政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しを立て、これを公表しなければならないこととしたのであります。この、長期見通しのうち、特に生産につきましては、農産物によつては全国一本では不十分な場合があるうかと思われますので、必要に応じ主要な生産地域についても長期見通しを立てることとしておりまます。

第二項は、需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、需要及び生産の長期見通しを改定するということで、いわば当然のことであり立てるには専門的検討を要しますの

なお、この需要と生産の長期見通しは、今後の施策の道しるべとなり、関係する方面も多く、また、その見通しを立てるには専門的検討を要しますの

で、これを立て、または改定するにつきましては農政審議会の意見を聞くこととしております。

次に、第九条におきましては、農業生産に関する施策について規定しておきます。すなわち、農業生産につきましては、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大をはかるべく、そのため必要な施策を講すべきことは第二条第一項第一号及び第二号に規定しておりますが、これを敷衍いたしまして、国は、そのため必要な農業生産の基盤たる土地及び水の整備及び開発、農業技術の高度化、家畜、機械等資本設備の増大、農業生産の調整等の施策を講ずることとし、その場合、当然のことながら、前条の需要と生産の長期見通しを参考して講ずべきことを規定いたしました。

第十条におきましては農業災害に関する施策について規定しております。わが国の農業はその自然的条件によつて災害をこうむることが少なくなく、不安を免れませんので、国は、災害によって農業の再生産が阻害されたり、農業経営が不安定になつたりしないよう、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずることといたしました。

以上が第二章の概要でございますが、続く第三章は、農産物及び農業資材の価格及び流通について規定しております。まず第十一條は価格の安定についてあります。すなわち、農業がその生産条件、交易条件等に関し他産業よりも不利な制約を受けていることはすでに申し上げた通りでありますが、国はそのような不利を補正する施策の重要な

一環として、重要な農産物について価格の安定をはかるため必要な施策をととしております。

次に、第二号に規定しておりますが、これを敷衍いたしまして、国は、そのため必要な農業生産の基盤たる土地及び水の整備及び開発、農業技術の高度化、家畜、機械等資本設備の増大、農業生産の調整等の施策を講ずることとし、その場合、当然のことながら、前条の需要と生産の長期見通しを参考して講ずべきことを規定いたしました。

第十条におきましては農業災害に関する施策について規定しております。わが国の農業はその自然的条件によつて災害をこうむることが少なくなく、不安を免れませんので、国は、災害によって農業の再生産が阻害されたり、農業経営が不安定になつたりしないよう、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずることといたしました。

以上が第二章の概要でございますが、続く第三章は、農産物及び農業資材の価格及び流通について規定しております。まず第十一條は価格の安定についてあります。すなわち、農業がその生産条件、交易条件等に関し他産業よりも不利な制約を受けていることはすでに申し上げた通りでありますが、国は

うとするものであります。なお、この価格の安定をはかるため必要な施策を講ずるものとしているのであります。

次に、第十二条におきましては、農業政策が重要な役割をになうべきこと、そ

うして、不利を補正する手段としまして目標の達成をはかっていくようにするという趣旨であります。このように価格安定の趣旨を明確にいたしました上で、そのための施策を講ずることとしましては、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮してすべきことを規定いたしました。なお、何が重要な農産物であるかは、その農産物の生産の見通し等に照らして定められるべきものと考えております。

次に、第二項におきましては、前項の価格安定施策の実施の結果を定期的に総合検討し、その結果を公表すべきことを定めております。この総合的検討のことを特に規定いたしましたのは、価格と機能なり影響なりは農業生産、農業所得、農産物の流通及び消費等各般の面にわたり、また、各農産物の価格は相互に関連しておりますので、これを総合的に考えなければならぬからであります。そこで、価格安

定策によるものであります。この対処するにあたっては、特に慎重な配慮が必要なことは申しますが、それゆえ、國の農産物の輸入に關係する施設の方針は、まず國際競争力を強化することととしております。

次に、第十二条におきましては、農業構造の改善とそれに関連する事項を規定しております。

まず第十五条におきましては、まず農産物の輸入によって価格が著しく低下し国内生産に重大な支障を与える場合には、価格安定の施策と相待つてそぞろともに、最近における需要の高度化や農業経営の近代化を考慮してこれに即応するように施策を講すべきこととしたのであります。従いまして、このよだな考慮を払つて、農業協同組合または農業協同組合連合会が行なう販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興等をはかるほか、最近における加工食料品の需要の増加や農業経営の近代化に伴う資材の使用の増大に対応して、農産物加工や農業資材の生産の事業に農業協同組合またはその連合会が出資者となり、あるいは長期の販売、購買の契約を結ぶことによって参加することにより、その健全な発展をはかるうとするものであります。

次に、第十三条と第十四条におきましては農産物貿易について規定してござります。まず第十三条は輸入に関するものであります。すなわち、農業生産の選択的拡大、農業所得の確保、農産物流通の合理化、農生物の需要の増進、国民消費生活の安定等にどう作用したかといふ見地から総合的に検討いたし、自後における政府の価格安定施策の運営の参考としよ

う伸びるように、また、現在は輸出されない農産物につきましても、その輸出をはかるようするため、競争力を強化するようにするとともに、輸出引秩序、マーケティング等の面にわたつて必要な施策を講ずることといたします。

次に、第四章におきましては農業構造の改善とそれに関連する事項を規定しております。

まず第十五条におきましては、まず家族農業経営を近代化してその健全な発展をはかることといたしております。それは、わが国の農業経営のほとんどが家族経営であるという実態にからみ、農業構造の改善をはかるにつれてはまずこのようないい家庭農業経営一般についてこれを近代化してその健全化がたいと認められる場合に輸入制限措置によるものとしているのであります。

次に、家族経営の望ましい姿として自立経営を考え、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営になるよう育成するため必要な施策を講すべきこととしております。自立経営と申しますのは、家族農業経営のうち、ここに規定してありますように、「正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率で稼働する」こととされています。御承知のように、わが国の重要農産物のうちには、その国際競争力が弱く、現在は輸入制限によって海外農産物の影響を遮断ないし緩和しているものが相当にあるのであります。従いまして、今後農産物貿易の動向に

状では通常二ないし三人であろうと見られます。従いまして、自立経営と申しますのは、簡単に言えば、二ないし三人の労働単位が能率よく働けば他産業従事者と均衡する生活を営めるような家族農業経営であります。

の場合の農業経営の細分化の防止について規定しております。戦後民法の相続編が全面改正されましてから十数年たったわけですが、農地等農業用資産の相続に關し何らかの措置が必要であることにつきましては、相続法改正の際にから問題になっていたことは御承知の通りであります。その後の相続の実態を見てみると、家族員相互間の権利意識の現況や農地制度の関係等により、相続によつて農業経営が細分化されるという事態は必ずしも一般的でないようにも見受けられます。しかし、今後の見通しといたしましては、農家における権利関係の意識も進み、均分相続の機運が徐々に浸透していく、それによつて農業経営が分割、細分化されることとも予想しなければなりません。従いまして、相続法の均分相続の原則と調和をはかりつつ、相続によつて農業経営が細分化され、不安定となることを防止するために必要な措置を講すべき段階になりつつあると考えられますので、これに関して規定を設けることといたしましました。この規定の趣旨は農業経営の細分化防止でありまして、遺産そのものの分割まで防止しなくても目的が達せられる場合もありましようし、何分相続という基本的人権にわたる事項でござりますので、具体的な施策につきましては特に慎重に検討いたしたいと考え

申しましたように、家族農業経営の日本では、自立經營を自立經營に置くことと関連して、業經營といたしましたのは、前条で述べたとおりです。なお、ここで特に「自立經營」たる又はこれにならうとする家族農業経営のものであります。

初めてその発展の可能性が生まれるのであります。そうして、それによつて農業所得の確保に資するとともに、他方生産性の向上によつて浮いた労働力を兼業に向けるなどにより、農家としての所得の増大をはかることができると思われますから、自立經營の改善のためにも、トラクターのような高度の生産手段の共同利用等、生産行程の協業を必要とすると考えるのであります。

以上が本条を設けた趣旨でございまが、ここで「生産行程についての協業」といつておりますのは、従いまして非常に幅の広いものであります。数戸の農家が農機具を共同利用するようなものから、現実に事例は少ないであります。しかし、各農家が農地、畜、農機具等を出資して共同化法人を設立し、各農家はもはや農業経営体でなくなってしまうようなものまでを含めて考えております。そうして、それらのうち、共同利用施設の設置や農作業の共同化等、生産行程の一部につきましての協業は現に農業協同組合がやれますし、また、やつておりますので、その発達改善等をはかることといたします。しかし、法人による農業経営につきましては、現在の農業協同組合は、必ずから農業経営を行なえないことになっておりますし、また、現在法人による農地等の権利取得は農地法上原則

として認められておりませんので、農業従事者の協同組織を整備するとともに、農業を営む法人が農地等を取得し得るようにする必要があります。このため、別途、農業協同組合法を改正いたしまして新たに農業生産協同組合の制度を設けるとともに、農地法を改正いたしまして、一定の要件を備えた法人による農地等の権利取得を認めることがあります。なおその場合、農業従事者が協同組合的組織によつて協業することも、有限会社等の形態とすることも、いずれも選択できるようになります。これらの施策によつて協業を助長し、家族農業経営とその協業のための組織とが相並びながら農業経営の近代化に資するようにいたしたいと考えるものであります。

次に、第十八条などでございますが、これは、農地の移動について、農地が農業構造の改善に資するような移動の仕方をするように国が必要な施策を講ずることを規定しております。すなわち、農業構造の改善として自立経営を育成し協業を助長するわけであります。が、この場合、経営の基盤は農地であります。そのためには、まず農地の流動性の取得や集団化が円滑に行なわれます。そのためには、まず農地の経営による農地を高め、農地が自立経営の育成なり協業の助長なりに役立つ方向に移動するようにならなければならぬのであります。その際考えられる施策といたしましては種々のものがあり得るかと思いまが、現行の農地法の規制を一举に全面的に改めることは、耕作と所有の著しい分離となるおそれが生じ、好みますが、現行の農地法の規制を一挙に

系に即しつつ以上の目的を達成する方法として、農業協同組合による農地等の売り渡しまたは貸付を目的とする信託の引き受けの事業を特記したのであります。従いまして、このため別途農地法及び農業協同組合法の一部改正法案を準備中でございます。

次に、第十九条では、教育、研究及び普及事業の充実等に関する規定してございます。申すまでもなく、近代的農業経営はそれにふさわしい經營担当者を必要とするのであります。經營担当者の資質の向上なくして農業經營の近代化はあり得ないと思うのであります。従いまして、教育、研究及び普及の事業の充実等により近代的農業經營を担当するのにふさわしい者を養成確保し、かつ、これらの者の技術水準を高めることによって農業經營の近代化をはかるとするものであります。なお、教育や研究、普及事業は、農業従事者の生活改善をはかるためにも充実する必要があると考えております。

さらに、第二十条におきましては、農業従事者やその家族の就業機会の増大のために必要な施策を講すべきことを規定いたしております。すなわち、農業従事者に対し他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保し得るようになると申します場合に、農業專業でいこうとする意思を持ち、またかなりの經營規模を持つ農業従事者と均衡する生活が営まれるように育成し、農業所得のみで他産業従事者と均衡する生活が営まれるようにすることは申すまでもありません。また、単独では自立經營になりがたい経

営であります。協業によってその目的を達するものもございましょう。これらについても要すれば兼業機会を考える必要がありましょうが、これら以外の経営につきましては、特に農業所得のみでは他産業従事者と均衡する生活を営むことは困難でありますので、教育、職業訓練及び職業紹介の事業の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講じ、それによりまして兼業所得を増大して、農家単位で見た場合の家計としての安定をはかるようにし、あわせて、農業従事者やその子弟が就職の際、またその後に不利にならないよう職業につくことができるよういたすります。

次に、第二十一条におきましては農業構造改善事業の助成等について規定しております。農業構造の改善と申しますのは、第一条一項第三号で申し上げましたように、農地保有の合理化と農業経営の近代化であります。これが具体的に推進するためには、その基盤となる事業を総合的に実施することが必要であります。農業構造の改善に関する必要な事業といたしましては、農業生産の基盤たる土地や水の整備開発、道路、水道等環境の整備、家畜、機械等農業経営の近代化のための施設の導入等であります。しかしこれらの事業はそれぞれ別々に実施してもそれなりの効果があることは事実であります。農業構造の改善としての効果を十分發揮するためには、これら事業が一定の地域について統一的に樹立せられた計画に従い有機的連関を持

つて総合的に行なわれることが望ましいわけであります。今後農業構造の改善をはかるにあたりまして、国は特にいたしたのであります。なお、同条によれば、農業構造の改善と林業との関係を規定しております。すなわち、農業構造の改善の具体的な内容といたしましては、家族農業経営一般についての近代化、自立経営の育成、協業の助長等であります。この場合、農業を営む者があわせて営む林業につきましては、これを單なる兼業と考えず、あるいは単なる財産所有と考えずに、農業と林業を一体として考えようとするのがこの規定の趣旨でございます。御承知のように、わが国農家の七割は山林を所有しておりますし、特に山村では

山林を切り離して農業だけの面で構造改善をはかることは困難であります。農業構造の改善と申しますのは、第二条一項第三号で申し上げましたように、農地保有の合理化と農業経営の近代化であります。これが具体的に推進するためには、その基盤となる事業を総合的に実施することが必要であります。農業構造の改善に関する必要な事業といたしましては、農業生産の基盤たる土地や水の整備開

発、道路、水道等環境の整備、家畜、機械等農業経営の近代化のための施設の導入等であります。しかしこれらの事業はそれぞれ別々に実施してもそれなりの効果があることは事実であります。農業構造の改善としての効果を十分發揮するためには、これら事業が一定の地域について統一的に樹立せられた計画に従い有機的連関を持

つて総合的に行なわれることが望ましいわけであります。今後農業構造の改善をはかるにあたりまして、国は特にいたしたのであります。なお、同条によれば、農業構造の改善と林業との関係を規定しております。すなわち、農業構造の改善の具体的な内容といたしましては、家族農業経営一般についての近代化、自立経営の育成、協業の助長等であります。この場合、農業を営む者があわせて営む林業につきましては、これを單なる兼業と考えず、あるいは単なる財産所有と考えずに、農業と林業を一体として考えようとするのがこの規定の趣旨でございます。御承知のように、わが国農家の七割は山林を所有しておりますし、特に山村では

山林を切り離して農業だけの面で構造改善をはかることは困難であります。農業構造の改善と申しますのは、第二条一項第三号で申し上げましたように、農地保有の合理化と農業経営の近代化であります。これが具体的に推進するためには、その基盤となる事業を総合的に実施することが必要であります。農業構造の改善に関する必要な事業といたしましては、農業生産の基盤たる土地や水の整備開

発、道路、水道等環境の整備、家畜、機械等農業経営の近代化のための施設の導入等であります。しかしこれらの事業はそれぞれ別々に実施してもそれなりの効果があることは事実であります。農業構造の改善としての効果を十分發揮するためには、これら事業が一定の地域について統一的に樹立せられた計画に従い有機的連関を持

つて総合的に行なわれることが望ましいわけであります。今後農業構造の改善をはかるにあたりまして、国は特にいたしたのであります。なお、同条によれば、農業構造の改善と林業との関係を規定しております。すなわち、農業構造の改善の具体的な内容といたしましては、家族農業経営一般についての近代化、自立経営の育成、協業の助長等であります。この場合、農業を営む者があわせて営む林業につきましては、これを單なる兼業と考えず、あるいは単なる財産所有と考えずに、農業と林業を一体として考えようとするのがこの規定の趣旨でございます。御承知のように、わが国農家の七割は山林を所有しておりますし、特に山村では

山林を切り離して農業だけの面で構造改善をはかるることは困難であります。農業構造の改善と申しますのは、第二条一項第三号で申し上げましたように、農地保有の合理化と農業経営の近代化であります。これが具体的に推進するためには、その基盤となる事業を総合的に実施することが必要であります。農業構造の改善に関する必要な事業といたしましては、農業生産の基盤たる土地や水の整備開

発、道路、水道等環境の整備、家畜、機械等農業経営の近代化のための施設の導入等であります。しかしこれらの事業はそれぞれ別々に実施してもそれなりの効果があることは事実であります。農業構造の改善としての効果を十分發揮するためには、これら事業が一定の地域について統一的に樹立せられた計画に従い有機的連関を持

つて総合的に行なわれることが望ましいわけであります。今後農業構造の改善をはかるにあたりまして、国は特にいたしたのであります。なお、同条によれば、農業構造の改善と林業との関係を規定しております。すなわち、農業構造の改善の具体的な内容といたしましては、家族農業経営一般についての近代化、自立経営の育成、協業の助長等であります。この場合、農業を営む者があわせて営む林業につきましては、これを單なる兼業と考えず、あるいは単なる財産所有と考えずに、農業と林業を一体として考えようとするのがこの規定の趣旨でございます。御承知のように、わが国農家の七割は山林を所有しておりますし、特に山村では

山林を切り離して農業だけの面で構造改善をはかることは困難であります。農業構造の改善と申しますのは、第二条一項第三号で申し上げましたように、農地保有の合理化と農業経営の近代化であります。これが具体的に推進するためには、その基盤となる事業を総合的に実施することが必要であります。農業構造の改善に関する必要な事業といたしましては、農業生産の基盤たる土地や水の整備開

発、道路、水道等環境の整備、家畜、機械等農業経営の近代化のための施設の導入等であります。しかしこれらの事業はそれぞれ別々に実施してもそれなりの効果があることは事実であります。農業構造の改善としての効果を十分發揮するためには、これら事業が一定の地域について統一的に樹立せられた計画に従い有機的連関を持